# 令和5年度 山口県設計標準歩掛表 (一般共通編)

別紙

新旧対照表

頁			新					旧		
					060401以降適用					
	別表第2 第1表		現場管理費率			別表第2 第1表		現場管理費率		
		700万円	700万円を	と超え10億円	10億円を		700万円	700万円を	と超え10億円	10億円を
	対象額	以下	以	下	超えるもの	対象額	以下	以	下	超えるもの
	適用区分	下記の	2)の算定式より算品	出された率とする。		適用区分	下記の	2)の算定式より算と	出された率とする。	
		率	ただし、変数値は		下記の率とする		率	ただし、変数値は	下記による	下記の率とする
	工種区分	とする	A	ь		工種区分	とする	A	b	
	河川工事	44. 05	1118. 2	- 0. 2052	15, 91	河 川 工 事	43. 43	1276. 7	- 0. 2145	14. 98
	河川・道路構造物工事	43. 11	402.3	-0.1417	21.34	河川・道路構造物工事	42. 54	458. 2	- 0. 1508	20. 13
	海岸工事	28.11	100. 3	- 0. 0807	18. 84	海 岸 工 事	27. 79	113. 9	- 0. 0895	17. 82
	道路改良工事	34. 09	76. 4	-0.0512	26. 44	道路改良工事	33. 69	87. 0	- 0. 0602	24. 99
	鋼橋架設工事	48. 86	265. 1	-0. 1073	28, 69	鋼橋架設工事	48. 24	303. 1	- 0. 1166	27.05
	PC橋工事	31.06	111.0	-0.0808	20. 80	PC橋工事	30. 78	120. 9	- 0. 0868	20. 01
	舖 装 工 事	40.83	598. 0	-0. 1703	17. 54	舖 装 工 事	40. 38	668. 7	- 0. 1781	16. 69
	砂防・地すべり等工事	46. 27	1229. 5	-0.2081	16. 48	砂防・地すべり等工事	45. 75	1370. 6	- 0. 2157	15. 69
)-48	公 園 工 事	43.09	347. 3	- 0. 1324	22. 34	公 園 工 事	42. 63	387. 3	- 0. 1400	21. 28
7 10	電線共同溝工事	61. 19	2132. 5	- <b>0. 2</b> 253	20. 01	電線共同溝工事	60. 36	2408. 8	- 0. 2339	18. 91
総則	情報ボックス工事	54.60	1528. 4	- 0. 2114	19. 13	情報ボックス工事	54. 04	1692. 0	- 0. 2185	18. 28
工事費の	下水道(4)工事	35. 56	178. 6	- <b>0</b> . 1024	21. 39	下 水 道 (4) 工 事	35. 05	204. 8	- 0. 1120	20. 11
工事費 湯管理費 2	第2表	700万円				第2表	·			
	選用区分 橋 梁 保 全 工 事	以下	以	・超え3億円 下 り算出された率と は下記による。 b -0.1968	3 億円を 超えるもの 下記の 率 とする 31.45	対象額   適用区分   工種区分   橋 梁 保 全 工 事	700万円 以 下 下記の 率 とする 64.97	以	り算出された率と	3億円を 超えるもの 下記の 率 とする 30.16
	工種区分	り ア記の 率 とする	以 2) の算定式によ する。 ただし、変数値 A	下 り算出された率と は下記による。 b	超えるもの 下記の 率 とする	適用区分工種区分	以 下 下記の 率 とする 64.97	以 2) の算定式によ する。 ただし、変数値 A 1623.7	下 り算出された率と は下記による。 b -0.2042	超えるもの 下記の 率 とする 30.16
	工種区分 橋 梁 保 全 工 事	頁 以下 下記の率 とする 65.88	以 2)の算定式によ する。 ただし、変数値 A 1465.2	下 り算出された率と は下記による。 b	超えるもの 下記の 率 とする	適用区分	以 下 下記の 率 とする	以 2) の算定式によ する。 ただし、変数値 A 1623.7	下 り算出された率と は下記による。 b -0.2042 と超え1億円 下	超えるもの 下記の 率 とする
	工種区分 橋 梁 保 全 工 事	頁 以下 下記の 率 とする 65.88 200万円 以下 下記の 率	以 2) の算定式によ する。 ただし、変数値 A 1465.2	下 り算出された率と は下記による。 b -0.1968 超え1億円 下 り算出された率と	超えるもの 下記の 率 とする 31.45  1 億円を 超えるもの 下記の 率	適用区分       工種区分       橋 梁 保 全 工 事       第3表       対象額       適用区分	以 下 下記の 率 とする 64.97	以 2) の算定式によ する。 ただし、変数値 A 1623.7 200万円を 以 2) の算定式によ する。 ただし、変数値	下 り算出された率と は下記による。 b -0.2042 た超え1億円 下 り算出された率と は下記による。	超えるもの 下記の 率 とする 30.16
	工種区分 橋 梁 保 全 工 事 第3表 対象額	頁 以下 下記の率とする 65.88 200万円 以下	以 2) の算定式によ する。 ただし、変数値 A 1465.2 200万円を 以 2) の算定式によ する。	下 り算出された率と は下記による。 b -0.1968 超え1億円 下 り算出された率と	超えるもの 下記の 率 とする 31.45  1 億円を 超えるもの 下記の	適用区分       工種区分       橋 梁 保 全 工 事       第3表       本線回       本線	以 下 下記の 率 とする 64.97 200万円 以 下 下記の 率 とする	以 2) の算定式によ する。 ただし、変数値 A 1623.7 200万円を 以 2) の算定式によ する。 ただし、変数値	下 り算出された率と は下記による。 b ・0.2042 た超え1億円 下 り算出された率と は下記による。 b	超えるもの 下記の 率 とする 30.16  1億円を 超えるもの 下記の 率 とする
	工種区分 橋 梁 保 全 工 事 第3表 対象額 適用区分	頁 以下 下記の 率 とする 65.88 200万円 以下 下記の 率	以 2) の算定式によ する。 ただし、変数値 A 1465.2 200万円を 以 2) の算定式によ する。 ただし、変数値	下 り算出された率と は下記による。 b -0.1968 を超え1億円 下 り算出された率と は下記による。	超えるもの 下記の 率 とする 31.45  1 億円を 超えるもの 下記の 率	適用区分       工種区分       橋 梁 保 全 工 事       第3表       対象額       適用区分	以 下 下記の 率 とする 64.97 200万円 以 下 下記の 率	以 2) の算定式によ する。 ただし、変数値 A 1623.7 200万円を 以 2) の算定式によ する。 ただし、変数値	下 り算出された率と は下記による。 b -0.2042 た超え1億円 下 り算出された率と は下記による。	超えるもの 下記の 率 とする 30.16  1 億円を 超えるもの 下記の 率

# 新旧対照表

頁			新					旧		
	<b>等 / 李</b>				060401以降適用	***				
I-2-②-49 第I編 総則 第2章 工事費の 積算 ②間接工事費 3. 現場管理費 別表第2	第4表       対象額       適用区分       共同溝等工事       (2)       トンネル工事       (1)       下水道工事       (2)       (3)       第5表       対象額       適用区分       コンクリートダム       フィルダム	率 とする 50.57 38.78 45.56 34.99 38.21 32.72 3億円 以下	1,000万円 以 2)の算定式によ する。 ただし、変数値 A 351.0 103.5 189.4 49.0 202.3 46.8	b -0.1202 -0.0609 -0.0884 -0.0209 -0.1034 -0.0222 -超え50億円 下	060401以降適用 20億円を超えるもの 下記の率とする 26.75 28.09 28.52 31.32 22.09 29.09  50億円を超えるもの 下記の率とする 30.68 27.87	第4表       対象額       適用区分       共同溝等工事       (2)       トンネルエ事       (1)       下水道工事       (2)       (3)       第5表       対象額       適用区分       コンクリートダム       フィルダム       フィルダム	1,000万円 以下 下記の 率とする 50.01 38.33 44.97 34.56 37.79 32.44 3億円 以下 下記の 率とする 30.41 33.56	1,000万円 以 2)の算定式によ する。 ただし、変数値 A 397.4 119.6 220.0 56.6 229.8 52.7	b -0.1286 -0.0706 -0.0985 -0.0306 -0.1120 -0.0301 超え50億円 下	20億円を 超えるもの 下記の 率 とする 25.30 26.37 26.69 29.39 20.88 27.66
	(注) 1. Joの値は、少 2. 対象とする純工	Np: A, b: 数第3位を四捨3 事費については,	五入して第2位とす 「2. 共通仮設費	ける。	計算による部分 の (ニ)」 を参照のこと。	(注) 1. Joの値は,少数 2. 対象とする純工事	Np: A, b: <b>対第3位を四捨</b> <b>特</b> については,	五入して第2位とす 「2. 共通仮設費	⁻ిం.	計算による部分 の (ニ)」 を参照のこと。

別紙

新旧対照表

頁		
2-2-7 第1請準章第 第二 工 接 仮現 第二 工 接 仮現 第一章 11 差 3 2 一改 11 差 3 2 一 3 2 一 3 3 現 4 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	(1) 理場条件を的線と把握することにより、必要額を適正に積上げる。 (2) 観上げ計算に目しついては、設計図書に条件明示する。 (3) 観上げ計算項目は、現場環境及著彙の構成のうち、発注者が指定するものとする。 (4) 集通数数量  「対象額 600万円以下 600万円を超え30億円以下 100億円を超えるもの 200万円を超え30億円以下 100億円を超えるもの 300万円を超え30億円以下 100億円を超えるもの 300万円を超え30億円以下 100億円を超えるもの 300万円を超え30億円以下 100億円を超えるもの 300万円は 300万円を超え10億円以下 10億円を超えるもの 300万円は 300万円を超え10億円以下 10億円を超えるもの 300万円は 300万円を超え10億円以下 10億円を超えるもの 300万円は 300万円を超え30億円以下 500万円を超え30億円以下 500万円を超よ30億円以下 500万円を超え30億円以下 500万円を超え30億円以下 500万円を超え30億円以下 500万円を超え30億円以下 500万円を超よ30万円を超よ30万円を超上30万円を超上	
	2 /21	·

# 新旧対照表

頁	新	旧
	3) 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。 (1) 処分費(再資源化施設の受入費を含む) (2) 上下水道料金 (3) 有料道路利用料  区 分 処分費等が「共通仮設費対象額(P)	3) 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計 上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。 (1) 処分費(再資源化施設の受入費を含む) (2) 上下水道料金 (3) 有料道路利用料 区 分 処分費等が「共通仮設費対象額(P) 処分費等が「共通仮設費対象額(P) 」に占める割合が3%と超える場合
2-2-10 第1部 港湾士 木請集 第2章 第 3 章 3 2節 現場 2節 現場 3-1 積 第3-1 積 第3-1 積 第3-1 積 第3-1 積 第 現場管 理費。 要費。 要費。 要素・ である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。	区分	
	海岸工事 28.11 % 100.3 -0.0807 18.84 %  現場管理費率の算定式  J。 = a・N。* (小数3位四拾五人)  ただし、  J。 : 現場管理費率 (%)  N。 : 純工事費 (円)  a、b : 定数値	海 岸 工 事 27.79 % 113.9 -0.0895 17.82% 現場管理費率の算定式  J = a · N » (小数3位四捨五入) ただし、  J = : 現場管理費率 (%)  N » : 純工事費 (円)  a 、b : 定数値

適用基準日:060401

### 新旧対照表 頁 新 060401以降適用 6. 防舷材、電気防食単独取り付け工事における諸経費率 1) 適用対象工事 ①港湾構造物、海岸工事において、防舷材のみを取り付ける工事。 ②港湾構造物、海岸工事において、電気防食のみを取り付ける工事。 ③港湾構造物、海岸工事において、防舷材及び電気防食のみを取り付ける工事。 2) 共通仮設費率及び、現場管理費率 下表とする。 3) その他 ①共通仮設費率及び、現場管理費率の補正については、適切に計上する。 ②現場環境改善費については、計上しない。 表一① 共通仮設費率 600万円以下 600万円を超え4億円以下 4億円を超えるもの 対象額 算定式により算出された率とす る。ただし、定数値は下記による 区分等 下記の率とする 下記の率とする 工種区分 b 港湾構造物工事 2-2-(3)6.12 % 1420.4 -0.3490 1.41 % 海岸工事 第 [編 総則 共通仮設費率の算定式 第1章 総則 K = a · P b (小数3位四捨五入) 別紙4 K: 共通仮設費率 (%) P : 共通仮設費率の算出対象額(円) a 、b : 定数值

#### 表一② 現場管理費率

港湾構造物工事 海 岸 工 事	22.74 <u>%</u>	88.2	-0. 0860	<u>16.06 %</u>
工種区分		а	b	
適 用 区分等	下記の率とする	算定式により る。ただし、定	下記の率とする	
対象額	700万円以下	700万円を	4億円を超えるもの	

### 現場管理費率の算定式

J。= a · N, b (小数3位四捨五入)

J。: 現場管理費率 (%) N。: 純工事費(円)

a 、b : 定数值

#### 6. 防舷材、電気防食単独取り付け工事における諸経費率

1) 適用対象工事

①港湾構造物、海岸工事において、防舷材のみを取り付ける工事。

②港湾構造物、海岸工事において、電気防食のみを取り付ける工事。

③港湾構造物、海岸工事において、防舷材及び電気防食のみを取り付ける工事。

旧

2)共通仮設費率及び、現場管理費率 下表とする。

3) その他

①共通仮設費率及び、現場管理費率の補正については、適切に計上する。 ②現場環境改善費については、計上しない。

#### 表一① 共通仮設費率

対象額	600万円以下	600万円を刺	4億円を超えるもの	
適 用 区分等	下記の率とする	算定式により1 る。ただし、定動	下記の率とする	
工種区分		a	b	
港湾構造物工事 海 岸 工 事	6.12 %	1420. 4	-0.3490	1.41 %

#### 共通仮設費率の算定式

K, = a · P b (小数 3 位四捨五入)

ただし、

K . : 共通仮設費率 (%)

P : 共通仮設費率の算出対象額(円)

a 、b : 定数值

#### 表一② 現場管理費率

対象額	700万円以下	700万円を	4億円を超えるもの		
適 用 区分等	適 用 区分等 下記の率とする		算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		
工種区分		a	b	]	
港湾構造物工事 海 岸 工 事	22.48 %	96. 9	-0.0927	15.45 %	

#### 現場管理費率の算定式

J。= a · N。 (小数 3 位四捨五入)

J。 : 現場管理費率 (%) N。: 純工事費(円) a 、b : 定数值

別紙

適用基準日:060401

新旧対照表

蒷 新 IΒ 060401以降適用 ③ 機械経費 ③ 機械経費 機械経費は、業務に使用する機械に要する費用である。その算定は、「請負工事機械経費積 機械経費は、業務に使用する機械に要する費用である。その算定は、「請負工事機械経費積 算要領」に基づいて積算するものを除き、別途定める測量機械等損料算定表等による。 算要領」に基づいて積算するものを除き、別途定める測量機械等損料算定表等による。 ④ 直接経費 ④ 直接経費 (a) 旅費交通費 (a) 旅費交通費 業務にかかる旅費交通費を計上する。 業務にかかる旅費交通費を計上する。 (b) 基地関係費 (b) 基地関係費 基地関係費は、業務を実施するための基地設置又は使用に要する費用である。 基地関係費は、業務を実施するための基地設置又は使用に要する費用である。 (c) 安全費 安全費は、業務における安全対策に要する費用である。 安全費は、業務における安全対策に要する費用である。 (d) 電子成果品作成費 (d) 電子成果品作成費 電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用である。 電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用である。 (e) その他 1 - 1 - 2器材運搬、伐木補償、車借上料等に要する費用を計上する。 器材運搬、伐木補償、車借上料等に要する費用を計上する。 ⑤ 技術管理費 第1編 測量業 ⑤ 技術管理費 (a) 精度管理費 (a) 精度管理費 精度管理費は、測量成果の精度を確保するために行う検測、精度管理表の作成及び機械器 第1章 測量業 精度管理費は、測量成果の精度を確保するために行う検測、精度管理表の作成及び機械器 具の検定等の費用である。 (b) 成果检定费 具の検定等の費用である。 成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用である。 (b) 成果検定費 第1節 測量業 また,成果検定費は諸経費率算定の対象額としない。 成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用である。 務積算基準 また、成果検定費は諸経費率算定の対象額としない。 1-3 測量業務 間接測量費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用及び (2) 間接測量費 登記記録調査(登記手数料は含まない)、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要となる 間接測量費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用及び 1-3-2 測量 間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有シ 登記記録調査(登記手数料は含まない),図面トレース等の専門業に外注する場合に必要とな ステムに要する費用 (登録料及び利用料), PC等の標準的なOA機器費用 (BIM/CIMに関するライ 業務費構成費目 る間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用である。 センス費用を含む),熱中症対策費用である。 の内容 なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。 なお, 間接測量費は, 一般管理費等を合わせて, 諸経費として計上する。 1. 測量作業費 (3) 一般管理費等 (3) 一般管理費等 (2) 間接測量 一般管理費等は,一般管理費及び付加利益よりなる。 一般管理費等は,一般管理費及び付加利益よりなる。 ① 一般管理費 一般管理費は当該業務を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職 一般管理費は当該業務を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職 金, 法定福利費, 福利厚生費, 事務用品費, 通信交通費, 動力用水光熱費, 広告宣伝費, 交際 金, 法定福利費, 福利厚生費, 事務用品費, 通信交通費, 動力用水光熱費, 広告宣伝費, 交際 費,寄付金,地代家賃,減価償却費,租税公課,保険料,雑費等を含む。 費, 寄付金, 地代家賃, 減価償却費, 租税公課, 保険料, 雑費等を含む。 ② 付加利益 ② 付加利益 付加利益は、当該業務を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人 付加利益は、当該業務を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人 税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用 税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用 等を含む。 等を含む。 2. 測量調查費 2. 測量調查費 測量調査費は、宇宙技術を用いた測量等の難度の高い測量業務について行う調査・計画及び測量 測量調査費は、宇宙技術を用いた測量等の難度の高い測量業務について行う調査・計画及び測量 データを用いた解析等高度な技術力を要する業務を実施する費用である。 データを用いた解析等高度な技術力を要する業務を実施する費用である。 3. 消費税相当額 3. 消費税相当額 消費税相当額は,消費税相当分とする。 消費税相当額は、消費税相当分とする。

## 新旧対照表



# 新旧対照表

頁	新	IB
	060401以降適用	
	b) 施工管理費 出来高及び工程管理写真等に要する費用を計上する。	<ul><li>・)施工管理費 出来高及び工程管理写真等に要する費用を計上する。</li></ul>
	が 営繕費 大規模なボーリング等で必要な場合に限り営繕に要する費用を計上する。また、弾性波探査 で、火薬類取扱所、火工所の設置が必要な場合は、その費用を計上する。	が 営繕費 大規模なボーリング等で必要な場合に限り営繕に要する費用を計上する。また、弾性波探査 で、火薬類取扱所、火工所の設置が必要な場合は、その費用を計上する。
	J) その他 伐木補償,土地の復旧など必要な費用を計上する。	リ) その他 伐木補償,土地の復旧など必要な費用を計上する。
2-1-3 第2編務 第1章第1章第1章第1章第1章第1章第1章第1章第1章第1章第1章第1章第1章第	(*) 業務管理費 業務管理費は、純調查費のうち、直接調查費、間接調查費以外の経費であり、土質試験等の専門調查業に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子・	(n) 業務管理費 業務管理費 業務管理費は、純調查費のうち、直接調查費、間接調查費以外の経費であり、土質試験等の専門調查業に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。なお業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。また、業務管理費は諸経費率算定の対象額としない。  2) 一般管理費等 当該調查を実施する企業の経費で、一般管理費及び付加利益である。  (f) 一般管理費 一般管理費 一般管理費は、当該調查を実施する企業の当該調查担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、維費等を含む。  (2) 付加利益は、当該調查を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。  (2) 解析等調查業務費 解析等調查業務費 解析等調查業務費は、一般調查業務による調查資料等にもとづき、解析、判定、工法選定等高度な技術力を要する業務を実施する費用である。  (3) 消費税相当額 消費税相当額 消費税相当額 消費税相当額は、消費税相当分とする。

## 新旧対照表

適用基準日:060401

頁	新					
						060401以降適用
2-1-4 第2編 地質調		<ol> <li>地質調査業務</li> <li>一般調査・一般調査・分お(対)</li> <li>諸経費・一般調査業</li> </ol>	費は、次の積算方式 終費 等費={(一般調査 業務費 業務費={(直接 三{対象額 条額}={(直接 の の の の の の の の の の の の の	式によって積算する (業務費) + (解析: 業務費) + (解析: 調査費) + (間接調 (では、) ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	等調查業務費) } :  等調查業務費) } :  別查費) } × {1+2率) }  対象額(直接調查	+ (消費税相当額) × { 1 + (消費税率) }
査業務 第1章 地質積 算基準 第1節 地質調 査積算地質調 1-3 地質調査 業務費の積算方	別表第1	) 諸経費率標	業務費については	「土木設計業務等科		2000 5 111 + 41 + 7 + 0
法则未签1	1	対象額	100万円以下	100万円を超え		3000万円を超えるもの
別表第1 (1) 諸経費率 標準値	諸経費率	適用区分等	下記の率とする	(2) の算定式により とする。ただし, よる。		下記の率とする
				A	b	
		率又は変数値	82.5%	290. 2	-0.091	60.6%

(2) 算定式

 $Z = A \times Y^b$ 

ただし、Z:諸経費率(単位:%)

Y:対象額(単位:円)(直接調査費+間接調査費)

A, b:変数値

(注) 諸経費率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下1位止めとする。

### 1-3 地質調査業務費の積算方法

地質調査業務費は、次の積算方式によって積算する。

(1) 地質調查業務費

地質調查業務費= { (一般調查業務費) + (解析等調查業務費) } + (消費稅相当額) = { (一般調查業務費) + (解析等調查業務費) } × {1+ (消費稅率) }

旧

1) 一般調查業務費

- 般調査業務費 = { (直接調査費) + (間接調査費) } × {1+(諸経費率) } = {対象額} × {1+(諸経費率) } なお {対象額} = { (直接調査費) + (間接調査費) }

2) 諸経費

一般調査業務費に係る諸経費は、別表第1により対象額(直接調査費+間接調査費)ごと求めた諸経費率を、当該対象額に乗じて得た額とする。

3) 解析等調查業務費

解析等調査業務費については「土木設計業務等積算基準」による。

#### 別表第1

(1) 諸経費率標準値

対 象 額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式によ とする。ただし, よる。	下記の率とする	
		A	b	
率又は変数値	59.9%	285. 3	-0.113	40.8%

(2) 算定式

 $Z = A \times Y^b$ 

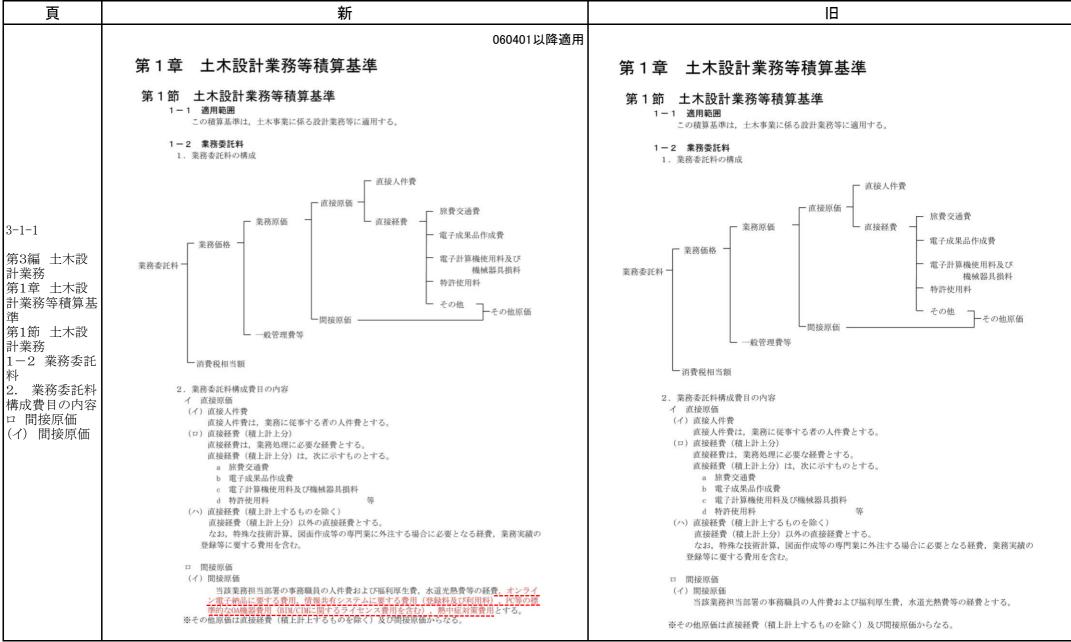
ただし, Z:諸経費率(単位:%)

Y:対象額(単位:円)(直接調査費+間接調査費)

A, b:変数値

(注) 諸経費率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下1位止めとする。

## 新旧対照表



### 新旧対照表

適用基準日:060401

#### 蒷 新 060401以降適用 第5節 水文観測業務 5-1 水文観測所保守点検業務精算基準 (案) 5-1-1 適用範囲 この積算基準は、「水文観測業務規程(平成29年3月31日付 国土交通事務次官通達)」に基づき実施 する雨量,水位等に係る水文観測所の保守点検業務に適用する。 なお、上記資料に改正が生じた場合は、本積算基準の運用については別途考慮する。 5-1-2 水文観測所保守点検業務費の構成 - 直接人件費 - 旅費交通費 直接経費— 電子成果品作成費 材料費しその他 水文観測所 - 安全管理費 -間接調查費 保守点検業務価格 水文観測所 一諸 経 費 保守点検業務費 4-1-22·消費税相当額 一般管理費等 \_\_\_ 第4編 調査、計 画業務 5-1-3 価格構成費目の内容 第1章 調查、計 (1) 直接調查費 画業務 直接調査費は次の各項目について計上する。 第5節 水文観 当該作業に従事する技術員の人件費である。その名称及び基準日額は別途定める。 測業務 2)直接経費 5-1 水文観測 ①旅費交通費 所保守点検業務 当該作業に従事する者に係わる旅費・交通費を計上する。 看算基準(案) ②雷子成果品作成費 電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用であり、その積算に際しては、「測量業務積 5-1-3 価格 算基準」を準用するものとする。 構成費目の内容 (2)間接調査費 その他は、当該作業に係る直接経費のうち上記①~②以外に必要な費用である。 3)材料費 材料費は、当該作業を実施するのに要する材料の費用である。 4)安全管理费 安全管理費は、当該作業を実施するのに要する安全管理に必要な費用である。 (2) 間接調査費 間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライ ン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料), PC等の標準的なOA機 器費用 (BIM/CIMに関するライセンス費用を含む), 熱中症対策費用である。 なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。 (3) 一般管理費等 一般管理費等とは,一般管理費及び付加利益よりなる。

地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

2)付加利益

一般管理費は、当該作業を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法 定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、

付加利益は、当作業を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方

### 第5節 水文観測業務

#### 5-1 水文観測所保守点検業務積算基準(案)

#### 5-1-1 適用範囲

この積算基準は,「水文観測業務規程(平成29年3月31日付 国土交通事務次官通達)」に基づき実施 する雨量,水位等に係る水文観測所の保守点検業務に適用する。

IΒ

なお、上記資料に改正が生じた場合は、本積算基準の運用については別途考慮する。

#### 5-1-2 水文観測所保守点検業務費の構成



#### 5-1-3 価格構成費目の内容

(1) 直接調查費

直接調査費は次の各項目について計上する。

1)直接人件費

当該作業に従事する技術員の人件費である。その名称及び基準日額は別途定める。

2)直接経費

①旅費交通費

当該作業に従事する者に係わる旅費・交通費を計上する。

②電子成果品作成費

電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用であり、その積算に際しては、「測量業務積算基準」を準用するものとする。

③その他

その他は、当該作業に係る直接経費のうち上記①~②以外に必要な費用である。

3)材料費

材料費は、当該作業を実施するのに要する材料の費用である。

4)安全管理費

安全管理費は、当該作業を実施するのに要する安全管理に必要な費用である。

(2) 間接調査費

間接調査費は,動力用水光熱費,その他の費目で,直接調査費で積算された以外の費目とし,一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。

(3) 一般管理費等

一般管理費等とは,一般管理費及び付加利益よりなる。

1)一般管理費

一般管理費は,当該作業を実施する企業の経費であって,役員報酬,従業員給与手当,退職金,法 定福利費,福利厚生費,事務用品費,通信交通費,動力用水光熱費,広告宣伝費,交際費,寄付金, 地代家賃,減価償却費,租税公課,保険料,雑費等を含む。

2)付加利益

付加利益は、当作業を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方

### 新旧対照表

適用基準日:060401

#### 蒷 新 060401以降適用 5-2 流量観測業務積算基準 (案) 5-2-1 適用範囲 この積算基準は、「水文観測業務規程(平成29年3月31日付 国土交通事務次官通達)」に基づき実施 する流量観測業務に適用する。 なお、上記資料に改正が生じた場合は、本積算基準の運用については別途考慮する。 5-2-2 流量観測業務費の構成 - 直接人件費 ┌─ 機械経費 直接調查費一 直接経費→ 旅費交通費 一流量観測業務価格・ ─ 材料費 ─ 電子成果品作成費 流量観測業務費-一 安全管理費 □ そ の 他 技術管理費—— 精度管理費 一消費税相当額 運搬費 4-1-30 -間接費調査-- 諸 経 費 第4編 調査、計 一般管理費等 -画業務 第1章 調査、計 5-2-3 価格構成費目の内容 画業務 (1) 直接調查費 直接調査費は、次の各項目について計上する。 第5節 水文観 1)直接人件費 測業務 当該作業に従事する技術員の人件費である。その名称及び基準日額は別途定める。 5-2 流量観測 業務積算基準 ①機械経費 機械経費は、当該作業に使用する機械に要する費用である。 ②旅費交通費 5-2-3 価格 当該作業に従事する者に係わる旅費・交通費を計上する。 構成費目の内容 ③電子成果品作成費 (2) 間接調査 電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用であり、その積算に際しては、「測量業務積 算基準」を準用するものとする。 ④その他 その他は、当該作業に係る直接経費のうち、上記①~③以外に必要な費用である。 3)材料費 材料費は、当該作業を実施するのに要する材料の費用である。 4)安全管理費 安全管理費は、当該作業を実施するのに要する安全管理に必要な費用である。 5)技術管理費 ①精度管理費 精度管理費は、当該流量観測作業の精度を確保するために行う機械器具の検定等の費用である。 6) 運搬費 運搬費は、当該作業を実施するのに要する運搬の費用である。 (2) 間接調查費 間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライ ン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料), PC等の標準的なOA機 器費用 (BIM/CIMに関するライセンス費用を含む), 熱中症対策費用である。 なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。

#### 5-2 流量観測業務積算基準 (案)

#### 5-2-1 適用範囲

この積算基準は,「木文観測業務規程(平成29年3月31日付 国土交通事務次官通達)」に基づき実施する流量観測業務に適用する。

IΒ

なお、上記資料に改正が生じた場合は、本積算基準の運用については別途考慮する。

#### 5-2-2 流量観測業務費の構成



#### 5-2-3 価格構成費目の内容

#### (1)直接調查費

直接調査費は、次の各項目について計上する。

#### 1)直接人件費

当該作業に従事する技術員の人件費である。その名称及び基準日額は別途定める。

### 2)直接経費

#### ①機械経費

機械経費は、当該作業に使用する機械に要する費用である。

#### ②旅費交通費

当該作業に従事する者に係わる旅費・交通費を計上する。

#### ③電子成果品作成費

電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用であり、その積算に際しては、「測量業務積算基準」を準用するものとする。

#### ④その他

その他は、当該作業に係る直接経費のうち、上記①~③以外に必要な費用である。

### 3)材料費

材料費は、当該作業を実施するのに要する材料の費用である。

#### 4)安全管理費

安全管理費は、当該作業を実施するのに要する安全管理に必要な費用である。

#### 5)技術管理費

#### ①精度管理費

精度管理費は、当該流量観測作業の精度を確保するために行う機械器具の検定等の費用である。

#### 6) 運搬費

運搬費は、当該作業を実施するのに要する運搬の費用である。

#### (2) 間接調查費

間接調査費は,動力用水光熱費,その他の費目で,直接調査費で積算された以外の費目とし,一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。

(4)消費税相当額

消費税相当額は,消費税相当分とする。

### 新旧対照表

適用基準日:060401

#### 蒷 新 060401以降適用 5-3 水位流量曲線作成業務積算基準 (案) 5-3-1 適用範囲 この積算基準は、「水文観測業務規程(平成29年3月31日付 国土交通事務次官通達)」に基づき実施す る流量観測の観測値を用いて、水位流量曲線式及び図を作成する業務に適用する。 なお、上記資料に改正が生じた場合は、本積算基準の運用については別途考慮する。 5-3-2 水位流量曲線作成業務費の構成 直接人件費 ┏ 旅費交通費 直接調查費 直接経費 電子成果品作成費 水位流量曲線 上 そ の 他 作成業務価格 間接調查費 水位流量曲線 諸 経 費 作成業務 ·消費税相当額 一般管理費等 4-1-41 第4編 調香、計 5-3-3 価格構成費目の内容 (1) 直接調查費 画業務 直接調査費は、次の各項目について計上する。 第1章 調査、計 1) 直接人件費 画業務 当該作業に従事する技術員の人件費である。その名称及び基準日額は別途定める。 第5節 水文観 2) 直接経費 測業務 ①旅費交通費 5-3 水位流量 当該作業に従事する者に係る旅費・交通費を計上する。 曲線作成業務積 ②電子成果品作成費 算基準(案) 電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用であり、その精算に際しては、「測量業務積算 5-3-3 価格 基準」を準用するものとする。 構成費目の内容 その他は、当該作業に係る直接経費のうち、上記①~②以外に必要な費用である。 (2) 間接調査 (2) 間接調查費 間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライ ン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料), PC等の標準的なOA機 器費用 (BIM/CIMに関するライセンス費用を含む), 熱中症対策費用である。 なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。 (3) 一般管理費等 一般管理費等は,一般管理費及び付加利益よりなる。 1) 一般管理费 一般管理費は、当該作業を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法 定福利費,福利厚生費,事務用品費,通信交通費,動力用水光熱費,広告宣伝費,交際費,寄付金, 地代家賃,減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。 付加利益は、当該作業を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方 税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

#### 5-3 水位流量曲線作成業務積算基準(案)

#### 5-3-1 適用範囲

この積算基準は、「水文観測業務規程 (平成 29 年 3 月 31 日付 国土交通事務次官通達)」に基づき実施する流量観測の観測値を用いて、水位流量曲線式及び図を作成する業務に適用する。

IΒ

なお、上記資料に改正が生じた場合は、本積算基準の運用については別途考慮する。

#### 5-3-2 水位流量曲線作成業務費の構成



### 5-3-3 価格構成費目の内容

(1) 直接調查費

直接調査費は、次の各項目について計上する。

1) 直接人件費

当該作業に従事する技術員の人件費である。その名称及び基準日額は別途定める。

- 2) 直接経費
- ①旅費交通費

当該作業に従事する者に係る旅費・交通費を計上する。

②電子成果品作成費

電子成果品作成費は,電子成果品作成に要する費用であり,その積算に際しては,「測量業務積算 基準」を準用するものとする。

(3) その他

その他は、当該作業に係る直接経費のうち、上記①~②以外に必要な費用である。

(2) 間接調查費

間接調査費は,動力用水光熱費,その他の費目で,直接調査費で積算された以外の費目とし,一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。

- (3) 一般管理費等
  - 一般管理費等は,一般管理費及び付加利益よりなる。
  - 1) 一般管理費

一般管理費は,当該作業を実施する企業の経費であって,役員報酬,従業員給与手当,退職金,法 定福利費,福利厚生費,事務用品費,通信交通費,動力用水光熱費,広告宣伝費,交際費,寄付金, 地代家賃,減価償却費,租税公課,保険料,維費等を含む。

2) 付加利益

付加利益は、当該作業を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

(4)消費税相当額

消費税相当額は、消費税相当分とする。

### 新旧対照表

適用基準日:060401

#### 蒷 新 060401以降適用 5-4 水文資料整理業務積算基準(案) 5-4-1 適用範囲 この積算基準は、「水文観測業務規程(平成29年3月31日付 国土交通事務次官通達)」に基づき実施す る降水量,水位,地下水位,風向風速等の水文資料の整理業務に適用する。 なお、上記資料に改正が生じた場合は、本積算基準の運用については別途考慮する。 5-4-2 水文資料整理業務費の構成 直接調查費 直接経費 — 電子成果品作成費 水文資料整理業務 その他 価格 水文資料整理 業務費 間接調查費-消費税相当額 - 諸 経 費 4 - 1 - 45-一般管理費等 -第4編 調香、計 5-4-3 価格構成費目の内容 (1) 直接調查費 画業務 直接調査費は、次の各項目について計上する。 第1章 調査、計 1) 直接人件費 画業務 当該作業に従事する技術員の人件費である。その名称及び基準日額は別途定める。 第5節 水文観 2) 直接経費 測業務 ①旅費交通費 5-4 水文資料 当該作業に従事する者に係る旅費・交通費を計上する。 整理業務積算基 ②電子成果品作成費 進(案) 電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用であり、その積算に際しては、「測量業務積算 5-4-3 価格 基準」を準用するものとする。 構成費目の内容 ③その他 その他は、当該作業に係る直接経費のうち、上記①~②以外に必要な費用である。 (2) 間接調査 (2) 間接調查費 間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライ ン電子納品に要する費用,情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料), PC等の標準的な0A機 器費用 (BIM/CIMに関するライセンス費用を含む), 熱中症対策費用である。 なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。 (3) 一般管理費等

### 5-4 水文資料整理業務積算基準 (案)

#### 5-4-1 適用範囲

この積算基準は、「水文観測業務規程(平成29年3月31日付 国土交通事務次官通達)」に基づき実施す る降水量, 水位, 地下水位, 風向風速等の水文資料の整理業務に適用する。

IΒ

なお、上記資料に改正が生じた場合は、本積算基準の運用については別途考慮する。

### 5-4-2 水文資料整理業務費の構成



#### 5-4-3 価格構成費目の内容

(1) 直接調查費

直接調査費は、次の各項目について計上する。

1) 直接人件費

当該作業に従事する技術員の人件費である。その名称及び基準日額は別途定める。

2) 直接経費

①旅費交通費

当該作業に従事する者に係る旅費・交通費を計上する。

②電子成果品作成費

電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用であり、その積算に際しては、「測量業務積算 基準 を準用するものとする。

③その他

その他は、当該作業に係る直接経費のうち、上記①~②以外に必要な費用である。

(2) 間接調查費

間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目とし、一般管 理費等と合わせて諸経費として計上する。

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。

1) 一般管理費

一般管理費は、当該作業を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法 定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、 地代家賃,減価償却費,租税公課,保険料,雑費等を含む。

2) 付加利益

付加利益は、当該作業を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方 税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

(4)消費税相当額

消費税相当額は,消費税相当分とする。

一般管理費等は,一般管理費及び付加利益よりなる。

1) 一般管理費

一般管理費は、当該作業を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法 定福利費,福利厚生費,事務用品費,通信交通費,動力用水光熱費,広告宣伝費,交際費,寄付金, 地代家賃,減価償却費,租税公課,保険料,雑費等を含む。

2) 付加利益

付加利益は、当該作業を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方 税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

(4)消費税相当額

消費税相当額は,消費税相当分とする。

適用基準日:060401

新旧対照表

蒷 新 IΒ 060401以降適用 見積徵収歩掛決定要領 見積徵収歩掛決定要領 1 適用 この要領は、山口県の施工する土木工事等の積算に用いる見積徴収歩掛の決定に適用する。 この要領は、山口県の施工する十木工事等の積算に用いる見積徴収歩掛の決定に適用する。 ただし、この要領によりがたい場合は、事前に事業主管課との協議により別途運用することがで ただし、この要領によりがたい場合は、事前に事業主管課との協議により別途運用することができ きるものとする。 るものとする。 2 見積依頼にあたっての留意事項 2 見積依頼にあたっての留意事項 (1) 見積書の依頼は原則として3者以上に文書で依頼するものとする。ただし、特殊工法等で (1) 見積書の依頼は原則として3者以上に文書で依頼するものとする。ただし、特殊工法等で歩 歩掛の見積依頼先が3者未満の場合については、1者又は2者の見積歩掛を採用することが 掛の見積依頼先が3者未満の場合については、1者又は2者の見積歩掛を採用することができ (2) 複数の歩掛を見積依頼する場合は、その歩掛が個別に機能するか、一体で機能するかを確 (2) 複数の歩掛を見積依頼する場合は、その歩掛が個別に機能するか、一体で機能するかを確認 認すること。 すること。 (3) 依頼文書に下記の見積条件等を明示する。 (3) 依頼文書に下記の見積条件等を明示する。 ア 現場条件、施工条件、施工数量等 ア 現場条件、施工条件、施工数量等 イ 有効期限 ウ 提出参考様式として、単位数量当りの代価表を添付し、代価表に予め基本的な項目(労務費 ウ 提出参考様式として、単位数量当りの代価表を添付し、代価表に予め基本的な項目(労務費 及び機械経費等)等を明示する。 及び機械経費等)等を明示する。 エ 代価表の項目を追加できる旨を明示する。 エ 代価表の項目を追加できる旨を明示する。 オ 複数の歩掛を見積依頼する場合は、歩掛を個別で採用するか、一連で採用するかを明示する。 オ 複数の歩掛を見積依頼する場合は、歩掛を個別で採用するか、一連で採用するかを明示する。 カ 開示請求があった場合は、開示すること。 カ 開示請求があった場合は、開示すること。 運1-10 キ 採用した歩掛を公表すること。 キ 採用した歩掛を公表すること。 ただし、資材単価と歩掛を一体で見積徴収する場合は非公表とするため、明示しなくてよい。 ただし、資材単価と歩掛を一体で見積徴収する場合は非公表とするため、明示しなくてよい。 第 [編 総則 ク 提出された見積に不明な点がある場合は、確認を行う場合がある旨を明示する。 ク 提出された見積に不明な点がある場合は、確認を行う場合がある旨を明示する。 第1章 総則 ケ「提出する見積に有効期限を記載すること。」を明示する。 ケ 「提出する見積に有効期限を記載すること。」を明示する。 (4) 入札参加者以外に見積を依頼する場合は、「採用した歩掛を公表し、企業名等は公表しない」 別紙4 (4) 入札参加者以外に見積を依頼する場合は、「採用した歩掛を公表し、企業名等は公表しない」 旨を記載したうえで、公表についての「支障の有無」及び「支障有の場合の理由」を確認するこ 旨を記載したうえで、公表についての「支障の有無」及び「支障有の場合の理由」を確認するこ と。ただし、資材単価と歩掛を一体で見積徴収する場合は非公表とするため確認しなくてよい。 と。ただし、資材単価と歩掛を一体で見積徴収する場合は非公表とするため確認しなくてよい。 (5) 歩掛見積は、原則として、労務費及び機械経費等の見積を徴収する。 (5) 歩掛見積は、原則として、労務費及び機械経費等の見積を徴収する。 3 徴収した見積の取扱方法 3 徴収した見積の取扱方法 (1) 単一の歩掛を見積徴収する場合の取扱方法 (1) 単一の歩掛を見積徴収する場合の取扱方法 ア 提出された見積について、県標準単価及び物価資料掲載単価等に掲載のあるものは置き換え、 ア 徴収した見積の施工内容、数量、有効期限などが条件を満たしていないものを排除する。 端数処理が必要な場合は端数処理を行う。 提出された見積について、県標準単価及び物価資料掲載単価等に掲載のあるものは置き換え、 イ 材料費が計上された見積書が提出された場合、その材料費は参考として取り扱うこととし、 端数処理が必要な場合は端数処理を行う。 資材単価は、別紙1「設計計上資材単価決定要領」により定めた単価を採用する。また、その資 対料費が計上された見積書が提出された場合、その材料費は参考として取り扱うこととし、 材が歩掛と一体として機能する場合は(3)による。 資材単価は、別紙1「設計計上資材単価決定要領」により定めた単価を採用する。また、その ウ 上記ア、イの後、総価を算出し、総価の平均値から±30%の範囲を外れたものを異常値と 資材が歩掛と一体として機能する場合は(3)による。 して排除する。 エ 上記イ、ウの後、総価を算出し、総価の平均値から±30%の範囲を外れたものを異常値と エ 上記ウの後、総価の平均値を算出し、その直下となる歩掛を採用する。 オ 上記ウ、エの計算はそれぞれ1回のみ行う。 オ 上記工の後、総価の平均値を算出し、その直下となる歩掛を採用する。 (2) 複数の歩掛を見積徴収するが、複数の歩掛が個別に機能する場合の取扱方法 カ 上記工、オの計算はそれぞれ1回のみ行う。 ア それぞれ単一の歩掛とみなし、(1)と同様に取扱う。 (2) 複数の歩掛を見積徴収するが、複数の歩掛が個別に機能する場合の取扱方法 (3) 複数の歩掛を見積徴収し、複数の歩掛が一体で機能する場合 ア それぞれ単一の歩掛とみなし、(1)と同様に取扱う。 ア 単価の置き換えについては3(1)ア、イと同様の扱いをする。 (3) 複数の歩掛を見積徴収し、複数の歩掛が一体で機能する場合 イ 上記アの後、複数歩掛の総価を算出し、複数歩掛の総価の平均値から±30%の範囲を外れたも ア 徴収した見積の施工内容、数量、有効期限などが条件を満たしていないものを排除する。 のを異常値として排除する。 イ 単価の置き換えについては3 (1) イ、ウと同様の扱いをする。

# 令和5年度 山口県設計標準歩掛表【運用編】

# 新旧対照表

<u>適用基準日:060401</u>

頁	新	IΒ
	060401以降適用	
運1-11-1 第 I 編 総則 第1章 総則 別紙4	<ul> <li>ウ 上記すの後、複数歩掛の総値を算出し、複数歩掛の総値の平均値からよ30%の範囲を外れたものを異常値として排除する。</li> <li>エ 上記での後、複数歩掛の総値の平均値を顕出し、その直下となる一連の歩掛を採用する。</li> <li>オ 上記で、エの計算はそれぞれ1回のみ行う。</li> <li>(4) 資材が値と歩助を一体で見億度数する場合の取扱力法 資材が値と歩助を一体で見億度数する場合の取扱力法 資材が値と歩助を一体的に見積度数することをできるものとする。</li> <li>(4) 資材が値と歩助を一体では見筒を変わると、資材と歩掛が密接な関係にあると判断される場合は、資材が値と歩けを一体的に見積度数することとできる。</li> <li>(6) 工場製作を行うボンブの製作・張付し事等 資材と歩助が一体で機能する場合の取扱力法は、以下によることとでる。</li> <li>ア 確した見積の施工内等、数条、有効側をどが条件を満したしてかないものを排除する。</li> <li>イ 単節の変き換えについては (1) 2. ク2 回縁の扱いをする。</li> <li>イ 単節の変き換えについては (1) 2. ク2 回縁の扱いをする。</li> <li>エ 上記りの後、資材単値と歩掛の総価の平均値を算出し、その直下となる資材単値と歩掛を採用する。</li> <li>エ 上記り、エの計算はそれぞれ1回のみ行う。</li> <li>なより、実計書はは、表現力法等については、各事業主管課と協議すること。</li> <li>(5) 認力変に用いる見積の場合。</li> <li>ア 設計変更等の見増に、受は者、者に工事打合生槽で使備する。</li> <li>イ 監督書は、他はされぞれ、経力が等については、各事業主管課と協議すること。</li> <li>(5) 認力変に用いる。</li> <li>イ 監督書のとり、単位を課としてまでに関する。</li> <li>(6) その他</li> <li>ア 提出された見積に不明な点がある場合は、当該見積機出者の前にないによれば再提出を受付け、見積担当的がであれば再提出を受付け、見積と時にないあることが判断した場合は、見積使出が助かないは、上の機とした見積の取扱たに、との様として確しして確如した見積の取扱については、「設計計上資材単値決定変値(1、200 単の数をと対したる。</li> <li>イ 施建の取りたり、見積の取扱方法」により算出した平均値を採用すること。</li> <li>タ 平均値の変でとは、平均値は一の第2、平均値を採用すること。</li> <li>イ 施建のとした見積の取扱方法。</li> <li>イ 施建の下とは、平均値に一部近い平均値と下の値を指すると、の場合は、その事書を提出する。</li> <li>4 締建のの取扱いは、上の場合は、その計上は認めるが、諸維費をして計上するの等や、諸維費の計上</li> <li></li></ul>	ウ 上記イの核、複数単掛の総価の平均値を算出し、その値下となる一速の歩掛を採用する。 エ 上記イ、ウの計算はそれぞれ1回の方行う。 (4) 資料 個を歩掛と一様で以間を成することを原則とするが、発注時に質材の規格等を指定セす、質材 単値を歩掛を一体的に見超微することができるものとする。例: 工場製作を行うボンブの製作・駅付工事等 資材 と歩掛を一体的に見超微することができるものとする。例: 工場製作を行うボンブの製作・駅付工事等 資材 と歩形が一体で機能・知治へ助後の取扱方法は、以下によることとする。ア 単鉱の置き換えについては(1)ア、イと同様の投いをする。 イ 上記アの後、資材単価と歩掛の総価の平均値かもより%の範囲を外れたものを異常値として掛除する。ウ 上記イの後、資材単価と歩掛の総価の平均値が支出し、その値下となる資材単価と歩掛を採用する。 ウ 上記イ、クの計算はそれぞれ1回のみ行う。 たお、見積の確定方法、提別方法等については、各事業主管課と協議すること。 (5) その他 ア 微皮した見相の規格、数量、性能、有効期限などが条件を満たしていないものを構除する。

# 令和5年度 山口県設計標準歩掛表【運用編】

新旧対照表

頁	新	
	060401以降適用	
<b>頁</b> 運1-11-2 第 I 編 総則 第10紙4		

別紙

頁				新										ll l	3				
	第2章 災害査定	用測量	<b></b> 最設計	業務標	票準歩	掛		060	)401以降適用	第2章 災害査定用測量設計業務標準歩掛									
	第1節 測量業務相 1-1 現地打合地		卦								第1節 測量業務 1-1 現地打合		掛						
				古坛	人件費			(10)	箇所当り)				直接人件費					(10筐	所当り
	作業区分		測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	機械経費	通信運搬費等	材 料 費		作業区分		測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	機械経費	通信運搬費等	材料費
2-4 2編 災害查 ]測量設計業 章 災害查 ]測量設計業 獎準歩掛 節 測量業 獎準歩掛 類地打合	現地打合せ協議 (SH801)		1.0	1.0							現地打合せ協議 (SH801)		1.0	1.0					5.0%
	1 — 2 平面測量 本歩掛の道 トータルフ	鱼用範囲	は、箇戸						、  箇所当り)	(注) 1. 材料費については、上表の標準歩掛における直接人件費に対する割合 別途計上する。 1-2 平面測量(見取り) 本歩掛の適用範囲は、箇所延長15m程度以下とする。 トータルステーションを用いた細部測量を行う場合には適用しない (10)						用しない。			
			直接。	人件費			通		技 術管理費				直接。	人件費			通		技管理
義 平面測量 り)	作業区分	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	機械経費	信運搬費等	材料費	精度管理費		作業区分	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	機械経費	信運搬費等	材料費	精度管理費
	平面測量(見取り) (道路・河川) ( SH803 )		2.0	2.0		3.0%		5.0%			平面測量(見取り) (道路・河川) ( SH803 )			2.0	2.0	6.5%		2.0%	5. 0%
	(道路・河川)				o law into		1) 7 b a				(道路・河川)	オ料費に	ついて		The second second		ける各種		

計額に対する割合に基づき別途計上する。

### 新旧対照表

運12-5

第12編 災害査 定用測量設計業

第2章 災害査

務標準歩掛 第1節 測量業

務標準歩掛

測量

1-3 平面測量

(見取り:無人航空機[UAV]) 1-4 ポール横断

定用測量設計業

適用基準日:060401

			<b>시</b>	
		060401以降適用		
の 東子測量 / 目野 lo 柳 l	1 0		1 2 亚云测导 (目形 b , 無 L 航空機 (UAV))	

1-3 平面測量(見取り:無人航空機 [UAV])

本歩掛の適用範囲は、箇所延長 50m 程度以下とする。

トータルステーションを用いた細部測量を行う場合には適用しない。

立仁

(10箇所当り)

		直接。	人件費			通		技 術管理費
作業区分	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	機械経費	通信運搬費等	材料費	精度管理費
平面測量(見取り:無 人航空機 [UAV]) (道路・河川) (SH805)		2, 5	2.5	2, 5	10.0%	1.0%	2.0%	6.0%

- (注) 1. 機械経費、通信運搬費等、材料費については、上表の標準歩掛における各費目 の直接人件費に対する割合に基づき別途計上する。
  - 2. 精度管理費については、上表の標準歩掛における直接人件費及び機械経費の合 計額に対する割合に基づき別途計上する。
- 1-4 ポール横断測量

本歩掛の適用範囲は、測量幅 45m 未満とする。

(10断面当り)

		直接	人件費		20020	通		技 術管理費
作業区分	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	機械経費	通信運搬費等	材料費	精度管理費
ポール横断測量(道路) (SH807)		1.0	1.5	1.5	3.0%		3.0%	10.0%
ポール横断測量 (河川) (SH809)		1.0	2.0	2.0	3.0%		3.0%	

- (注) 1. 機械経費、材料費については、上表の標準歩掛における各費目の直接人件費に 対する割合に基づき別途計上する。
  - 2. 精度管理費については、上表の標準歩掛における直接人件費及び機械経費の合 計額に対する割合に基づき別途計上する。
  - 3. 河川については、片岸は1断面、両岸は2断面として断面数を算出する。

1-3 平面測量(見取り:無人航空機 [UAV])

本歩掛の適用範囲は、箇所延長 50m 程度以下とする。

トータルステーションを用いた細部測量を行う場合には適用しない。

IΒ

(10箇所当り)

		直接。	人件費			通		技 術管理費
作業区分	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	機械経費	通信運搬費等	材料費	精度管理費
平面測量 (見取り:無 人航空機 [UAV]) (道路・河川) (SH805)		2. 5	2.5	2. 5	5.0%	2.0%	3.0%	6.0%

- (注) 1.機械経費、通信運搬費等、材料費については、上表の標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合に基づき別途計上する。
  - 精度管理費については、上表の標準歩掛における直接人件費及び機械経費の合計額に対する割合に基づき別途計上する。
- 1-4 ポール横断測量

本歩掛の適用範囲は、測量幅 45m 未満とする。

(10断面当り)

		直接。	人件費			通		技 術管理費
作業区分	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	機械経費	通信運搬費等	材料費	精度管理費
ポール横断測量 (道路) (SH807)		1.0	1.5	1.5			2.0%	3.0%
ポール横断測量 (河川) ( SH809 )		1.0	2.0	2. 0	2.5%		3.0%	

- (注) 1. 機械経費、材料費については、上表の標準歩掛における各費目の直接人件費に 対する割合に基づき別途計上する。
  - 精度管理費については、上表の標準歩掛における直接人件費及び機械経費の合計額に対する割合に基づき別途計上する。
  - 3. 河川については、片岸は1断面、両岸は2断面として断面数を算出する。

新旧対照表

蒷 新 IΒ 060401以降適用 1-5 被災写真の撮影・整理 1-5 被災写真の撮影・整理 (10断面当り) (10断面当り) 直接人件費 直接人件費 測量技師 機械経 信 測量技師 信 測量補助員 運搬費等 量補助 量 量 量技師 運搬 量 作業員 作業区分 作業区分 技師 助 助 経 被災写真の撮影・整理 被災写真の撮影・整理 (道路) (道路) 3.0% 1.0 2.0 2.0 3.0% 1.0 2.0 2.0 3.0% 3.0% (トータルステーション・GPS 等測量) (トータルステーション・GPS 等測量) (SH811) (SH811) 運12-6 被災写真の撮影・整理 被災写真の撮影・整理 第12編 災害査 (道路) (道路) 定用測量設計業 3.0% 1.0 2.0 3.0 2.0% 3.0% 1.0 2.0 3.0 3.0% (ポール測量) (ポール測量) 第2章 災害査 (SH813) (SH813) 定用測量設計業 被災写真の撮影・整理 被災写真の撮影・整理 務標準歩掛 (河川) (河川) 第1節 測量業 3.0 3.0% 3.0% 1.0 3.0% 1.0 2.0 2.5 2.5 2.0% (トータルステーション・GPS 等測量) (トータルステーション・GPS 等測量) 務標準歩掛 (SH815) 1-5 被災写真の (SH815) 撮影•整理 被災写真の撮影・整理 被災写真の撮影・整理 (河川) (河川) 5.0% 10.0% 1.0 3.5 3.5 1.0 2.0 4.0 2.0% 3.0% (ポール測量) (ポール測量) (SH817) (SH817) (注) 1.機械経費、材料費については、上表の標準歩掛における各費目の直接人件費に (注) 1.機械経費、通信運搬費等、材料費については、上表の標準歩掛における各費目 の直接人件費に対する割合に基づき別途計上する。 対する割合に基づき別途計上する。 2. 河川については、片岸は1断面、両岸は2断面として断面数を算出する。 2. 河川については、片岸は1断面、両岸は2断面として断面数を算出する。 3. 無人航空機 [UAV] を用いる場合もトータルステーション・GPS 等測量の作業区分を適用す 3. 無人航空機 [UAV] を用いる場合もトータルステーション・GPS 等測量の作業区分を適用す る。 る。

対する割合に基づき別途計上する。

頁			新									IE	<u> </u>				
							0	40401 גע	<b>適用</b>								
	1-6 河川環境特性整理	理票(A	表)作品	戊						1-6 河川環境特性整理	I更(A	表) 作 <sub>6</sub>	ŧ.				
	-					50.	(10	箇所当り)		I O MANAGEMETES	ESK (II	20 11 %	~			(10)	箇所当り)
			直接	人件費			通					直接。	人件費			26	
	作業区分	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	機械経費	信運搬費等	材料費		作業区分	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	機械経費	通信運搬費等	材料費
-7	河川環境特性整理票(A表) 作成 ( SH819 )	2. 0	3. 5			2.0%		1.0%		河川環境特性整理票(A表) 作成 (SH819)	2.0	3.5			1.0%		1.0%
編 災害査 則量設計業	<ul><li>(注) 1.機械経費、材料費に対する割合に基づき別</li><li>1-7 設計流速算定表</li></ul>	途計上	ナる。	長の標準	歩掛に	おける各	費目の直	接人件費		(注) 1. 機械経費、材料費に 対する割合に基づき別	<b>』途計上</b> 一	ける。	長の標準	基歩掛に:	おける各事	費目の直	接人件費に
5 災害査	1 1 取引机处外之权	(1) (1)	IFAX				(10	断面当り)		1-7 設計流速算定表	(B表)	作成				(1.01	断面当り)
用測量設計業 標準歩掛		湘		人件費	湘山	機	通信				SBul	T	人件費	Sen	148	通信	
が 測量業 準歩掛 河川環境 整理票(A	作業区分	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	機械経費	通信運搬費等	材料費		作業区分	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	機械経費	垣搬費等	材料費
作成 設計流速	設計流速算定表(B表)作成 (SH821)	1.0	1.0			2.0%		3.0%		設計流速算定表 (B表) 作成 (SH821)	1.0	1.0			2.0%		3.0%
表(B表)作 河川環境 整理票(A 省略版)作	(注) 1.機械経費、材料費に対する割合に基づき別 2. 断面数は、設計流過 1-8 河川環境特性整理	遠計上で 算定に	ける。 用いる検	討断面	数を計」			接人件費( の の の の の の の の の の の の の		<ul><li>(注) 1.機械経費、材料費に対する割合に基づき別</li><li>2.断面数は、設計流過</li><li>1-8 河川環境特性整理</li></ul>	途計上 <sup>-</sup>    変算定に	ける。 用いる検	討断面	数を計」			接人件費に 箇所当り)
			直接	人件費			通					直接	人件費			通	
	作業区分	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	機械経費	信運搬費等	材料費		作業区分	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	機械経費	<b>迪信運搬費等</b>	材 料 費
	河川環境特性整理票 (A表) (省略版) 作成	1.0	1.0			2.0%		1.0%		河川環境特性整理票 (A表) (省略版) 作成	0.5	1.5			1.0%		1.0%

対する割合に基づき別途計上する。

### 新旧対照表

蒷 060401以降適用 第2節 設計業務標準歩掛 2-1 災害査定設計 被災した道路管理施設及び河川管理施設について、個別の安定計算を必要と せず、標準設計や経験に基づく設計を使用する工種で原形復旧 (原形機能復旧) するものに適用する。 「山口県災害査定設計書作成マニュアル」、「災害手帳」に記載されている選 定フローで対応できず、比較検討並びに安定計算等の詳細な設計が必要な場合 は、山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表等により別涂計上する。 次の(1)~(6)に示す箇所については、適用しない。 (1) 地すべり対策工法を実施する箇所 (2) 橋梁、高架構造物、トンネルに係る箇所 (3) 路線測量等が必要な法線変更を伴う箇所 運12-8 (4) 特殊な工法を実施する箇所 (5) 改良復旧を実施する箇所 第12編 災害査 (6) その他 個別の安定計算を必要とする工種 定用測量設計業 (耐震設計を必要とする擁壁工、アンカー工等) なお、砂防設備の流路工 (護岸工、床固工、帯工、護床工) には河川の作業 第2章 災害查 区分を適用するが、堰堤工、流木対策工には適用しない。 定用測量設計業 (10断面当り) 務標準歩掛 直接人件費 直接経費 第2節 設計業 技師技師技師 作業区分 電子計算機 務標準歩掛 技術員 (A) 使用料 (B) (C) 2-1 災害杳定 設計 災害査定設計(道路)(総合単価) 3.0 2.0% 1.0 1.0 (SH825) 災害査定設計(道路)(積上積算) 2.0% 3.0 5.0 (SH827) 災害査定設計 (河川) (総合単価) 3.0 3.5 2.0% (SH829) 災害査定設計 (河川) (積上積算) 3.5 6.0 2.0% ( SH831 )

- (注) 1. 電子計算機使用料は、直接経費として、直接人件費の2%を計上する。
  - 2. 河川については、片岸は1断面、両岸は2断面として断面数を算出する。
  - 3. 原形復旧 (原形機能復旧) に必要な工種の設計は全て含む。
  - 4. 仮設計画(安定計算を必要としないものに限る)を含む。
  - 5. 査定時の朱書き修正は含むが、査定決定後の実施図面への修正は含まない。
  - 6. 打合せ協議を含む。

適用基準日:060401

# 第2節 設計業務標準歩掛

### 2-1 災害査定設計

被災した道路管理施設及び河川管理施設について、個別の安定計算を必要と せず、標準設計や経験に基づく設計を使用する工種で原形復旧 (原形機能復旧) するものに適用する。

「山口県災害査定設計書作成マニュアル」、「災害手帳」に記載されている選 定フローで対応できず、比較検討並びに安定計算等の詳細な設計が必要な場合 は、山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表等により別途計上する。

次の(1)~(6)に示す箇所については、適用しない。

IΒ

- (1) 地すべり対策工法を実施する箇所
- (2) 橋梁、高架構造物、トンネルに係る箇所
- (3) 路線測量等が必要な法線変更を伴う箇所
- (4) 特殊な工法を実施する箇所
- (5) 改良復旧を実施する箇所
- (6) その他 個別の安定計算を必要とする工種 (耐震設計を必要とする擁壁工、アンカー工等)

なお、砂防設備の流路工 (護岸工、床固工、帯工、護床工) には河川の作業 区分を適用するが、堰堤工、流木対策工には適用しない。

(10) 断面当り)

		直接人件費							
作業区分	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員	電子計算機 使用料				
災害査定設計(道路)(総合単価) (SH825)			2.0	3. 0	2.0%				
災害査定設計(道路)(積上積算) (SH827)			3. 5	4.0	2.0%				
災害査定設計 (河川) (総合単価) ( SH829 )			3, 0	3. 5	2.0%				
災害査定設計(河川)(積上積算) (SH831)			3. 5	6. 0	2.0%				

- (注) 1. 電子計算機使用料は、直接経費として、直接人件費の2%を計上する。
  - 2. 河川については、片岸は1断面、両岸は2断面として断面数を算出する。
  - 3. 原形復旧 (原形機能復旧) に必要な工種の設計は全て含む。
  - 4. 仮設計画(安定計算を必要としないものに限る)を含む。
  - 5. 査定時の朱書き修正は含むが、査定決定後の実施図面への修正は含まない。
  - 6. 打合せ協議を含む。

作業区分	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員	電子計算機 使用料
災害査定設計(道路)(総合単価) (SH825)			2.0	3. 0	2.0%
災害査定設計(道路)(積上積算) (SH827)			3. 5	4. 0	2.0%
災害査定設計(河川)(総合単価) (SH829)			3. 0	3, 5	2.0%
災害査定設計(河川)(積上積算) ( SH831 )			3. 5	6. 0	2.0%

適用基準日:060401

頁		亲	f					
							0	60401以降適
	2-2 災害実施図面等作成							
							(	10断面当り)
				直	接力	(件費		直接経費
	作業区分	技	師	技	師	技 師	技術員	電子計算機
		(A)	)	(B	)	(C)	1文州貝	使用料
	災害実施図面等作成(道路・河川)							
	(総合単価)					1.0	2.0	2.0%
	( SH833 )							
	(注) 1. 電子計算機使用料は、直接網	怪費と	して	て、直	接人	、件費の2	2%を計上	:する。
12-9	2. 河川については、片岸は1	斯面、i	両片	は2	断面	iとして幽	折面数を算	出する。
第12編 災害査								
用測量設計業	2-3 災害実施図面等修正							
2章 災害査							(	10断面当り)
用測量設計業				直	接力	(件費		直接経費
標準歩掛	作業区分	技	師	技	師	技 師	技術員	電子計算機
2節 設計業   標準歩掛		(A)	)	(В	)	(C)	12/11/2	使用料
-2 災害実施	災害実施図面等修正(道路・河川)							
面等作成	(積上積算)					1.25	1.25	2.0%
-3 災害実施	( SH835 )							

(注) 1. 電子計算機使用料は、直接経費として、直接人件費の2%を計上する。

2. 河川については、片岸は1断面、両岸は2断面として断面数を算出する。

### 2-2 災害実施図面等作成

(10断面当り)

			直接経費		
作業区分	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員	電子計算機 使用料
災害実施図面等作成(道路・河川) (総合単価) (SH833)			1.2	1. 5	2.0%

旧

- (注) 1. 電子計算機使用料は、直接経費として、直接人件費の2%を計上する。
  - 2. 河川については、片岸は1断面、両岸は2断面として断面数を算出する。

### 2-3 災害実施図面等修正

(10断面当り)

		直接経費			
作業区分	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員	電子計算機 使用料
災害実施図面等修正(道路・河川) (積上積算) (SH835)			0. 5	2. 0	2.0%

- (注) 1. 電子計算機使用料は、直接経費として、直接人件費の2%を計上する。
  - 2. 河川については、片岸は1断面、両岸は2断面として断面数を算出する。

新旧対照表 適用基準日:060401

初日列州及		過用签字目:000寸01
頁	新	IΒ
	060401以降適用	
第13編 砂防関係業務		

新旧対照表

適用基準日:060401 頁 新 旧 060401以降適用 第1章 砂防メンテナンス工事等に伴う 第1章 砂防工事等に伴う 調査設計業務委託歩掛 (案) 調査設計業務委託歩掛 (案) 第13編 砂防関 係業務 第1章 砂防工 事等に伴う調査 設計業務委託歩 掛(案)

新旧対照表

適用基準日:060401

### 蒷 新 060401以降適用 1 適用範囲 本歩掛は、山口県が発注する砂防メンテナンス工事のための既存施設の調査、対策工 法検討の業務委託(以下、「砂防メンテ」という。)、砂防工事のための渓流調査に適 用する。 2 業務委託費 業務委託費については、最新の「業務関係積算基準及び標準歩掛表 山口県」の地質 調査業務、土木設計業務積算基準を適用する。 3 業務内容 (1) 資料整理(砂防メンテ) 対象渓流についての既存資料(緊急点検結果、砂防ボランティアによる点検結果、 既存報告書、砂防台帳 等) の整理を行う。 (2) 現地踏沓(砂防メンテ) 運13-1 対象渓流において、資料整理結果を踏まえ、既設設備の変状内容およびその他周辺 状況(地形・地質状況)を把握するための現地踏査を行う。 第13編 砂防関 係業務 (3) 渓流調査 (共通) 第1章 砂防工 (4) 流域図作成(1渓流あたり) 事等に伴う調査 既存の地形図・土砂法数値地図 設計業務委託步 (土砂災害防止法に使用する数値地 谷次数の考え方については、 掛(案) 山口県砂防技術基準を参考に 図 縮尺 1/2,500) 等に対象流域節 1 適用範囲 囲・保全対象・流域面積の値(計画 3 業務委託費 基準点ならびに補助基準点より上 (3) 溪流調查 流)・谷地形(0次谷含む)を示すこ イ 移動可能土砂量調査・立木幅調査

アの流域図により、計画基準点から上流に向かって、本渓流および支渓の最遠点ま で、渓流幅、移動可能土砂幅・深さ、立木幅を測定すること。

谷次数が変化しない場合は、その範囲の形状および特性を表す1地点のみの調査を 基本とすること(ただし、大幅に移動可能土砂量・立木幅が異なる地点がある場合、 最小限の範囲で追加調査することは差し支えない)。また、谷次数が変化する度に、 1地点追加調査を行うこと。

測定は、リボンテープ、ロッド、ポール、スタッフ等の簡単な器具で行い、土砂の 深さは、簡易貫入試験や鉄筋等の打ち込みによる確認を行うが、転石等により測定不 可能である場合は、前後の状況を考慮すること。各地点における調査結果は、見取り 横断図、写真等で整理するものとし、立木幅についても測量を行うものとすること。

現地確認の結果、地形図・土砂法数値地図等において 0 次谷を呈しているが、谷地形 を呈していない場合は、現地写真を撮影し、移動可能土砂量・立木幅調査を省略す

#### 1 適用範囲

本歩掛は、山口県が発注する砂防メンテナンス工事のための既存施設の調査、対策工 法検討の業務委託(以下、「砂防メンテ」という。)、砂防工事全体計画書作成のため の業務委託 (以下、「全計作成」という。) に適用する。

IΒ

#### 2 業務委託費

業務委託費については、最新の「業務関係積算基準及び標準歩掛表 山口県」の地質 調査業務、土木設計業務積算基準を適用する。

#### 3 業務内容

### (1) 資料整理(砂防メンテ)

対象渓流についての既存資料(緊急点検結果、砂防ボランティアによる点検結果、 既存報告書、砂防台帳 等) の整理を行う。

#### (2) 現地踏査(砂防メンテ)

対象渓流において、資料整理結果を踏まえ、既設設備の変状内容およびその他周辺 状況(地形・地質状況)を把握するための現地踏査を行う。

### (3) 渓流調査 (砂防メンテ、全計作成)

#### (4) 流域図作成(1 渓流あたり)

既存の地形図・土砂法数値地図 (土砂災害防止法に使用する数値 地図 縮尺 1/2,500) 等に対象流域 範囲・保全対象・流域面積の値(計 画基準点ならびに補助基準点より 上流)・谷地形(0次谷含む)を示 すこと。

谷次数の考え方については、 山口県砂防技術基準を参考に



#### イ 移動可能土砂量調査・立木幅調査

アの流域図により、計画基準点から上流に向かって、本渓流および支渓の最遠点ま で、渓流幅、移動可能土砂幅・深さ、立木幅を測定すること。

谷次数が変化しない場合は、その範囲の形状および特性を表す1地点のみの調査を 基本とすること(ただし、大幅に移動可能土砂量・立木幅が異なる地点がある場合、 最小限の範囲で追加調査することは差し支えない)。また、谷次数が変化する度に、 1地点追加調査を行うこと。

測定は、リボンテープ、ロッド、ポール、スタッフ等の簡単な器具で行い、土砂の 深さは、簡易貫入試験や鉄筋等の打ち込みによる確認を行うが、転石等により測定不 可能である場合は、前後の状況を考慮すること。各地点における調査結果は、見取り 横断図、写真等で整理するものとし、立木幅についても測量を行うものとすること。

現地確認の結果、地形図・十砂法数値地図等において 0 次谷を呈しているが、谷地形 を呈していない場合は、現地写真を撮影し、移動可能十砂量・立木幅調査を省略す

### 新旧対照表

(1) 資料整理

(2) 現地踏査

(3) 溪流調査 (砂防メンテ、全 体作成) ア 流域図作成 イ 移動可能士

砂量•流木幅調

ウ 巨礫粒径調

エ 流木サンプリ

(4) 変狀調査(砂 防メンテ) (6) 材料試験(砂 防メンテ) ア コア採取・復

ング調査

杳

(砂防メンテ)

(砂防メンテ)

適用基準日:060401 蒷 新 IΒ 060401以降適用 コ 総合検討 コ 総合検討 対策工法について総合的な検討を行う。 対策工法について総合的な検討を行う。 (8) 報告書作成(砂防メンテ) (8) 報告書作成(砂防メンテ) 以上の成果を報告書に取りまとめる。 運13-5 以上の成果を報告書に取りまとめる。 4 直接人件費 第13編 砂防関 4 直接人件費 (1) 資料整理(砂防メンテ) (SH901) 係業務 (1) 資料整理(砂防メンテ) (SH901) 代価表1 (1式あたり) 第1章 砂防工 費目・工種など 規格など 数量 摘要 代価表 1 (1 渓流あたり) 事等に伴う調査 地質調査技師 人 1.0 設計業務委託歩 主任地質調查員 人 1.0 掛(案) 地質調査員 人 1.0 4 直接人件費 諸雑費 3.0 直接人件費×率

(2) 現地踏査(砂防メンテ) (SH903)

代価表 2

(1式あたり)

費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要
地質調査技師		人	1.0	
主任地質調査員		人	1.0	
地質調査員		人	2.0	
諸雑費	カメラ、ポール等損料	%	3.0	直接人件費×率

<sup>※</sup> 諸雑費は、上表の率を上限として計上する

※ 諸雑費は、上表の率を上限として計上する

#### (3) 渓流調査 (砂防メンテ、全計作成)

### ア 流域図作成 (SH905)

費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要
地質調査技師		人	0.5	
主任地質調查員		人	1.5	
地質調査員		人	1.5	
諸雑費		%	3.0	直接人件費×率

### イ 移動可能土砂量・流木幅調査 (SH907)

代価表 4

(10断面あたり)

費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要
地質調査技師		人	10.0	
主任地質調査員		人	10.0	
地質調査員		人	10.0	
諸雑費	テープ、ポール等損料	%	3. 0	直接人件費×率

費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要
地質調査技師		人	1.0	
主任地質調査員		人	1.0	
地質調査員		人	1.0	

### (2) 現地踏査(砂防メンテ) (SH903)

代価表 2

(1 淫流あたり)

			(-1)(1)(0)(0)		
規格など	単位	数量	摘要		
	人	1.0			
	人	1.5			
	人	1.5			
ポール等損料	%	3.0	直接人件費×率		
		Д Д	人 1.0 人 1.5 人 1.5		

<sup>※</sup> 諸雑費は、上表の率を上限として計上する

### (3) 渓流調査(砂防メンテ、全計作成)

### ア 流域図作成 (SH905)

代価表3

(1 淫流あたり)

費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要
地質調査技師		人	0.5	
主任地質調査員		人	1.5	
地質調査員		人	1.0	

### イ 移動可能土砂量・流木幅調査 (SH907)

代価表 4

(10 断面あたり)

費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要
地質調査技師		人	10.0	
主任地質調査員		人	10.0	
地質調査員		人	10.0	

諸雑費

機械器具損料·燃料費等

※ 諸雑費は、上表の率を上限として計上する

### 新旧対照表

適用基準日:060401 蒷 新 IΒ 060401以降適用 ウ 巨礫粒径調査 (SH909) ウ 巨礫粒径調査 (SH909) 代価表 5 (1 渓流あたり) 代価表 5 (1 渓流あたり) 費目・工種など 規格など 単位 数量 摘要 費目・工種など 規格など 摘要 単位 数量 地質調查技師 1.0 主任地質調查員 人 3.0 主任地質調查員 人 2.0 地質調查員 人 3.0 運13−5 地質調查員 人 2.0 エ 流木サンプリング調査 (SH911) 5.0 直接人件費×率 諸雑費 ポール等損料 第13編 砂防関 代価表 6 (10 箇所あたり) ※ 諸雑費は、上表の率を上限として計上する 係業務 費目・工種など 規格など 単位 数量 摘要 エ 流木サンプリング調査 (SH911) 第1章 砂防工 地質調查技師 人 3.0 代価表 6 (10 箇所あたり) 事等に伴う調査 主任地質調查員 4.5 人 費目・工種など 規格など 単位 数量 摘要 設計業務委託步 地質調查員 人 4.5 地質調査技師 掛(案) 諸雑費 コンベックス等損料、テープ等 3.0 直接人件費×率 主任地質調查員 人 10.0 4 直接人件費 地質調查員 人 ※ 諸雑費は、上表の率を上限として計上する (1) 資料整理 諸雑費 % 3.0 直接人件費×率 コンベックス等損料、テープ等 (砂防メンテ) ※ 諸雑費は、上表の率を上限として計上する (4) 変状調査(砂防メンテ) (SH913) (2) 現地踏査 (100m2 あたり) 代価表 7 (4) 変状調査(砂防メンテ) (SH913) (砂防メンテ) 摘要 費目・工種など 規格など 単位 数量 代価表 7 (100m2 あたり) (3) 渓流調査 費目・工種など 規格など 単位 数量 瘤要 地質調查技師 人 1.5 (砂防メンテ、全 地質調查技師 人 1.5 主任地質調查員 人 2.5 体作成) 主任地質調查員 人 2.5 地質調查員 人 1.5 ア 流域図作成 地質調查員 人 2.5 イ 移動可能土 諸雑費 高圧洗浄機損料、テープ等 3.0 直接人件費×率 (5) 地質調査 コンクリートボーリング (砂防メンテ) (SH915) 砂量•流木幅調 ※ 諸雑費は、上表の率を上限として計上する 代価表8 (10m あたり) (5) 地質調査 コンクリートボーリング (砂防メンテ) (SH915) 費目・工種など 単位 摘要 規格など 数量 ウ 巨礫粒径調 代価表8 (10m あたり) 地質調査技師 人 2.0 杳 費目・工種など 規格など 単位 摘要 数量 主任地質調查員 人 2.0 エ 流木サンプリ 地質調查技師 人 2.0 ング調査 地質調查員 人 2.0 主任地質調查員 人 2.0 (4)変狀調査(砂 諸雑費 機械器具損料·燃料費等 35.0 直接人件費×率 地質調查員 人 2.0 防メンテ) ※ 諸雑費は、上表の率を上限として計上する 諸雑費 機械器具損料・燃料費等 35.0 直接人件費×率 (6)材料試験(砂 ※ 諸雑費は、上表の率を上限として計上する 防メンテ) (6) 材料試験(砂防メンテ) (6) 材料試験(砂防メンテ) ア コア採取・復 ア コア採取・復旧 (SH917) ア コア採取・復旧 (SH917) 代価表 9 (10 試料あたり) 代価表 9 (10 試料あたり) 規格など 費目・工種など 単位 数量 摘要 費目・工種など 規格など 単位 数量 摘要 地質調查技師 1.3 主任地質調查員 2.0 A. 主任地質調查員 人 1.3 地質調查員 人 3.0 地質調查員 人 1.3

35.0 直接人件費×率

諸雑費

機械器具損料·燃料費等

※ 諸雑費は、上表の率を上限として計上する

30.0 直接人件費×率

新旧対照表

頁		親	Í					旧			
					በ6በ4በ1 ሀ	<b>人降適用</b>					
	イ 圧縮強度試験(	SH919 )			~		イ 圧縮強度試験(	SH919 )			
	代価表 10				(10 個あたり)		代価表 10				(10 個あたり)
	費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要		費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要
	地質調査技師		人	0. 1			主任地質調査員		人	0.5	
	主任地質調査員		人	-			地質調査員		人	1.5	
	地質調査員		人	1.5			諸雑費	試験機・天秤・ノギス等損料	%	20.0	直接人件費×率
	諸雑費	試験機・天秤・ノギス等損料	%	35. 0	直接人件費×率		※ 諸雑費は、上	表の率を上限として計上す	<b>する</b>		
	※ 諸雑費は、上	表の率を上限として計上で	トる				ウ 密度試験 (SH921	)			
	ウ 密度試験 (SH921	<b>Y</b>					代価表 11				(10 個あたり)
-6	代価表 11	,			(10 個あたり)		費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要
	費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要		地質調査技師		人	0.1	
編砂防関	地質調査技師	7/СПГ-3С	人	0.1	JM X		主任地質調査員		人	0.3	
務	主任地質調査員		人	-			地質調査員		人	1.6	
章 砂防工	地質調査員		人	1.5			諸雑費	乾燥機・天秤等損料	%	5.0	直接人件費×率
に伴う調査	諸雑費	乾燥機・天秤等損料	%		直接人件費×率		※ 諸雑費は、上	表の率を上限として計上す	トる		
業務委託歩 (を) (主接人件費 (対料試験(砂	※ 諸雑費は、上記 (7) 対策工設計(砂防メ		-る				(7) 対策工設計(砂防; ア 設計計画(SH923				
だ) 接人件費 才料試験(砂 /テ)	※ 諸雑費は、上記	(ンテ)	<b>-</b> る		(1 基あたり)				単位	数量	(1 基あたり) 摘要
ぎ) 接人件費 打料試験(砂 /テ)	<ul><li>※ 蓄雑費は、上記</li><li>(7) 対策工設計(砂防メア 設計計画(SH923)</li></ul>	(ンテ)	単位	数量	(1 基あたり) 摘要		ア 設計計画 ( SH923 代価表 12 費目・工種など	)	単位人	数量	
き) 接人件費 対料試験(砂 デンラ) 縮強度試	<ul><li>※ 蓄雑費は、上記</li><li>(7) 対策工設計(砂防メア 設計計画(SH923) 代価表 12</li></ul>	・ンテ) )		数量 0.5			ア 設計計画 ( SH923 代価表 12	)	1 1	22.000	A10 A11 A11 A11 A11 A11 A11 A11 A11 A11
き) 接人件費 が料試験(砂 デン) 縮強度試 を試験	<ul> <li>※ 蓄雑費は、上記</li> <li>(7) 対策工設計(砂防メア) 設計計画(SH923代価表 12費目・工種など主任技師技師(A)</li> </ul>	・ンテ) )	単位		摘要		ア 設計計画 ( SH923 代価表 12 費目・工種など 主任技師	)	人	1.0	A10 A11 A11 A11 A11 A11 A11 A11 A11 A11
き) 接人件費 け料試験(砂 デンンデ) 縮強度試 度試験 け策工設計 バメンテ)	<ul><li>※ 蓄雑費は、上記</li><li>(7) 対策工設計(砂防メア 設計計画(SH923代価表 12 費目・工種など主任技師</li></ul>	・ンテ) )	単位人	0, 5	摘要		ア 設計計画 (SH923 代価表 12 費目・工種など 主任技師 技師 (A) 技師 (B)	)	人 人 人	1. 0 1. 0 1. 0	摘要
き) 接人件費 材料試験(砂 デンデ強度 まご で で で で で で で で が で が で が で が で が で が	<ul> <li>※ 蓄雑費は、上記</li> <li>(7) 対策工設計(砂防メア 設計計画(SH923代価表12 費目・工種など主任技師技師(A)技師(B)</li> </ul>	(ンテ) ) 規格など	単位人人人	0.5 1.5	摘要		ア 設計計画 (SH923 代価表 12 費目・工種など 主任技師 技師 (A) 技師 (B)	規格など用料は、直接経費として正	人 人 人	1. 0 1. 0 1. 0	摘要
き) 接人件費 材料試験(砂 デンデ強度 まご で で で で で で で で が で が で が で が で が で が	<ul> <li>※ 蓄雑費は、上記</li> <li>(7) 対策工設計(砂防メア 設計計画(SH923代価表12 費目・工種など主任技師技師(A)技師(B)</li> <li>イ 基本事項決定(S</li> </ul>	(ンテ) ) 規格など	単位人人人	0.5 1.5	摘要		ア 設計計画 (SH923 代価表 12 費目・工種など 主任技師 技師 (A) 技師 (B) ※ 電子計算機使	規格など用料は、直接経費として正	人 人 人	1. 0 1. 0 1. 0	摘要
き) 接人件費 け料試験(砂 デ) 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	※ 諸維費は、上記 (7) 対策工設計(砂防メア 設計計画(SH923代価表 12 費目・工種など主任技師 技師(A) 技師(B) (イ 基本事項決定(S) 代価表 13	(ンテ) ) 規格など HH925)	単位人人人人	0.5 1.5 1.5	摘要 (1 基あたり)		<ul> <li>ア 設計計画 (SH923 代価表 12</li> <li>費目・工種など 主任技師 技師 (A) 技師 (B)</li> <li>※ 電子計算機使</li> <li>イ 基本事項決定 (S</li> </ul>	規格など用料は、直接経費として正	人 人 人	1. 0 1. 0 1. 0	摘要計上する。
(注) 接人件費 材料試験(砂 デが強度 試 度 武 職 対策 エデ・ 対計事項 大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	※ 諸雑費は、上記 (7) 対策工設計(砂防メア 設計計画(SH923代価表 12 費目・工種など主任技師技師(A)技師(B)	(ンテ) ) 規格など	単位人人人人	0.5 1.5 1.5	摘要		ア 設計計画 (SH923 代価表 12 費目・工種など 主任技師 技師 (A) 技師 (B) ※ 電子計算機使) イ 基本事項決定 (S 代価表 13	規格など 規格など 用料は、直接経費としてii SH925)	人人人人生接人件	1.0 1.0 1.0 1.0 費の3%を	摘要 計上する。 (1 基あたり)
爱) [接人件費	※ 諸雑費は、上記 ※ 諸雑費は、上記 ※ 諸雑費は、上記 ※ 設計計画 ( SH923 代価表 12 費目・工種など 主任技師 技師 (A) 技師 (B) ※ 本事項決定 ( S 代価表 13 費目・工種など 主任技師	(ンテ) ) 規格など HH925)	単位 人 人 人 人	<u>0.5</u> <u>1.5</u> <u>1.5</u> <u>3.5</u> 数量 1.0	摘要 (1 基あたり)		<ul> <li>ア 設計計画 (SH923 代価表 12 費目・工種など主任技師技師 (A)技師 (B) ※ 電子計算機使 イ 基本事項決定 (S代価表 13 費目・工種など</li> </ul>	規格など 規格など 用料は、直接経費としてii SH925)	人人人上连接人件	1.0 1.0 1.0 1.0 費の3%を 数量	摘要 計上する。 (1 基あたり)
き) 接人件費 材料試験(砂 デ新強 武 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 デ 治 強 、 だ 、 だ 、 だ 、 だ 、 だ 、 だ 、 だ 、 だ 、 だ 、	※ 諸雑費は、上記 ※ 諸雑費は、上記 ※ 諸雑費は、上記 ※ 設計計画 ( SH923 代価表 12 費目・工種など 主任技師 技師 (A) 技師 (B) ※ イ 基本事項決定 ( S 代価表 13 費目・工種など 主任技師 技師 (A)	(ンテ) ) 規格など HH925)	単位人人人人	<u>0.5</u> <u>1.5</u> <u>1.5</u> <u>1.5</u> 数量 1.0	摘要 (1 基あたり) 摘要		ア 設計計画 (SH923 代価表 12)         費目・工種など         主任技師         技師 (A)         技師 (B)         ※ 電子計算機使         イ 基本事項決定 (S代価表 13)         費目・工種など         主任技師	規格など 規格など 用料は、直接経費としてii SH925)	人 人 人 互接人件	1.0 1.0 1.0 1.0 費の3%を 数量 1.0	摘要 計上する。 (1 基あたり)
き) 接人件費 材料試験(砂 三縮強度 武 を ままままます。 を まままままます。 を は ままままままままます。 を は まままままままままままままままままままままままままままままままままま	※ 諸雑費は、上記 ※ 諸雑費は、上記 ※ 諸雑費は、上記 ※ 設計計画 ( SH923 代価表 12 費目・工種など 主任技師 技師 (A) 技師 (B) ※ 本事項決定 ( S 代価表 13 費目・工種など 主任技師	(ンテ) ) 規格など HH925)	単位 人 人 人 人	<u>0.5</u> <u>1.5</u> <u>1.5</u> <u>3.5</u> 数量 1.0	摘要 (1 基あたり) 摘要		<ul> <li>ア 設計計画 (SH923 代価表 12 費目・工種など主任技師技師 (A)技師 (B) ※ 電子計算機使</li> <li>イ 基本事項決定 (S代価表 13 費目・工種など主任技師技師 (A)技師 (B)</li> </ul>	規格など 規格など 用料は、直接経費としてii SH925)	人人人 人 直接人件	1.0 1.0 1.0 まの3%を数量 1.0 1.0	摘要 計上する。 (1 基あたり) 摘要
き) 接人件費 付款 ( ) 接人件費 ( ) 付款 ( ) 表 ( ) 和 ( ) 表 ( ) 表 ( ) 和 ( ) 表 ( ) 和 (	※ 諸雑費は、上記 ※ 諸雑費は、上記 ※ 諸雑費は、上記 ※ 設計計画 ( SH923 代価表 12 費目・工種など 主任技師 技師 (A) 技師 (B) ※ 代価表 13 費目・工種など 主任技師 技師 (A) 技師 (B)	(ンテ) ) 規格など H925) 規格など	単位 人 人 人 人	<u>0.5</u> <u>1.5</u> <u>1.5</u> <u>1.5</u> 数量 1.0	摘要 (1 基あたり) 摘要		<ul> <li>ア 設計計画 (SH923 代価表 12 費目・工種など主任技師技師 (A)技師 (B) ※ 電子計算機使</li> <li>イ 基本事項決定 (S代価表 13 費目・工種など主任技師技師 (A)技師 (B)</li> </ul>	規格など 用料は、直接経費として正SH925 ) 規格など	人人人 人 直接人件	1.0 1.0 1.0 まの3%を数量 1.0 1.0	摘要 計上する。 (1 基あたり) 摘要
き) 接人件費 材料試験(砂 デ新強 武 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 デ 治 強 、 だ 、 だ 、 だ 、 だ 、 だ 、 だ 、 だ 、 だ 、 だ 、	※ 諸雑費は、上記 ※ 諸雑費は、上記 ※ 諸雑費は、上記 ※ 設計計画 ( SH923 代価表 12 費目・工種など 主任技師 技師 (A) 技師 (B) ※ 代価表 13 費目・工種など 主任技師 技師 (A) 技師 (B) ※ 大阪 ( SH9 ) ・ 比較案決定 ( SH9 ) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(ンテ) ) 規格など H925) 規格など	単位 人 人 人 人	<u>0.5</u> <u>1.5</u> <u>1.5</u> <u>1.5</u> 数量 1.0	摘要 (1 基あたり) 摘要		ア 設計計画 ( SH923 代価表 12 費目・工種など 主任技師 技師 (A) 技師 (B) ※ 電子計算機使 イ 基本事項決定 ( S 代価表 13 費目・工種など 主任技師 技師 (A) 技師 (B) ※ 電子計算機使	規格など 用料は、直接経費として正SH925 ) 規格など	人人人 人 直接人件	1.0 1.0 1.0 まの3%を数量 1.0 1.0	摘要 計上する。 (1 基あたり) 摘要
き) 接人件費 材料試験(砂 デ新強 武 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 デ 治 強 、 だ 、 だ 、 だ 、 だ 、 だ 、 だ 、 だ 、 だ 、 だ 、	※ 諸雑費は、上記 ※ 諸雑費は、上記 ※ 諸雑費は、上記 ※ 設計計画 ( SH923 代価表 12 費目・工種など 主任技師 技師 (A) 技師 (B) ※ 代価表 13 費目・工種など 主任技師 技師 (A) 技師 (B) ※ 大阪 ( SH9 代価表 14	メンテ) ) 規格など H925) 規格など 27)	単位 人 人 人 人 人	<u>0.5</u> <u>1.5</u> <u>1.5</u> 数量 1.0 <u>1.5</u>	摘要 (1 基あたり) 摘要 (1 基あたり)		ア 設計計画 ( SH923 代価表 12 費目・工種など 主任技師 技師 (A) 技師 (B) ※ 電子計算機使) イ 基本事項決定 ( S 代価表 13 費目・工種など 主任技師 技師 (A) 技師 (B) ※ 電子計算機使) ウ 比較案決定 ( SH8	規格など 用料は、直接経費として正SH925 ) 規格など	人人人 人 直接人件	1.0 1.0 1.0 まの3%を数量 1.0 1.0	摘要 計上する。 (1 基あたり) 摘要 計上する。
き) 接人件費 材料試験(砂 デ新強 武 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 デ 治 強 、 だ 、 だ 、 だ 、 だ 、 だ 、 だ 、 だ 、 だ 、 だ 、	※ 諸雑費は、上記 ※ 諸雑費は、上記 ※ 諸雑費は、上記 ※ 設計計画 ( SH923 代価表 12 費目・工種など 主任技師 技師 (A) 技師 (B) ※ 代価表 13 費目・工種など 主任技師 技師 (A) 技師 (B) ※ 大佐師 (B) ※ 大佐師 (B) ※ 大佐師表 14 費目・工種など	(ンテ) ) 規格など H925) 規格など	単位 人 人 人 人 人 人 人	0.5       1.5       1.5       1.0       1.0       3       4       5       1       0	摘要 (1 基あたり) 摘要		ア 設計計画 ( SH923 代価表 12 費目・工種など 主任技師 技師 (A) 技師 (B) ※ 電子計算機使) イ 基本事項決定 ( S 代価表 13 費目・工種など 主任技師 技師 (A) 技師 (B) ※ 電子計算機使) ウ 比較案決定 ( SH9 代価表 14	規格など 用料は、直接経費として正 SH925 ) 規格など 用料は、直接経費として正 27 )	人人人人 人	1.0 1.0 1.0 まの 3%を 数量 1.0 1.0 章の 3%を	摘要 計上する。 (1 基あたり) 摘要 計上する。 (1 基あたり)
き) 接人件費 材料試験(砂 三縮強度 武 を ままままます。 を まままままます。 を は ままままままままます。 を は まままままままままままままままままままままままままままままままままま	※ 諸雑費は、上記 ※ 諸雑費は、上記 ※ 諸雑費は、上記 ※ 設計計画 ( SH923 代価表 12 費目・工種など 主任技師 技師 (A) 技師 (B) ※ 代価表 13 費目・工種など 主任技師 技師 (A) 技師 (B) ※ 大阪 ( SH9 代価表 14	メンテ) ) 規格など H925) 規格など 27)	単位 人 人 人 人 人	<u>0.5</u> <u>1.5</u> <u>1.5</u> 数量 1.0 <u>1.5</u>	摘要 (1 基あたり) 摘要 (1 基あたり) 摘要		ア 設計計画 ( SH923 代価表 12 費目・工種など 主任技師 技師 (A) 技師 (B) ※ 電子計算機使 イ 基本事項決定 ( S 代価表 13 費目・工種など 主任技師 技師 (A) 技師 (B) ※ 電子計算機使 ウ 比較案決定 ( SH9 代価表 14 費目・工種など	規格など 用料は、直接経費として正 SH925 ) 規格など 用料は、直接経費として正 27 )	人人人人 上连接人件 单位 人人人 基接人件	1.0 1.0 1.0 1.0 妻の3%を 数量 1.0 1.0 1.0 2.0 3%を 数量	摘要 計上する。 (1 基あたり) 摘要 計上する。 (1 基あたり)

新旧対照表

蒷 新 IΒ 060401以降適用 工 施設設計 (SH929) 工 施設設計 (SH929) 代価表 15 (1 基あたり) 代価表 15 (1基あたり) 規格など 費目・工種など 単位 数量 摘要 規格など 費目・工種など 単位 数量 摘要 主任技師 人 2.0 主任技師 人 2.0 技師 (A) 人 5, 0 技師 (A) 人 3.0 技師 (B) 人 8.0 技師 (B) 人 7.0 技師 (C) 人 10.0 技術員 人 技師 (C) 8.0 人 10.0 技術員 12.0 才 概算工事費 (SH931) ※ 電子計算機使用料は、直接経費として直接人件費の3%を計上する。 代価表 16 (1基あたり) 費目・工種など 規格など 才 概算工事費 (SH931) 単位 数量 摘要 主任技師 代価表 16 (1 基あたり) 運13-7 技師 (A) 人 費目・工種など 規格など 単位 数量 摘要 技師 (B) 人 0.5 技師 (C) 2.0 人 第13編 砂防関 技師 (C) 人 2.0 技術員 2.0 係業務 技術員 人 2.0 ※ 電子計算機使用料は、直接経費として直接人件費の3%を計上する。 第1章 砂防工 カ 最適案の選定 (SH933) カ 最適案の選定 (SH933) 事等に伴う調査 代価表 17 (1 基あたり) 代価表 17 (1 基あたり) 設計業務委託歩 費目・工種など 規格など 単位 数量 摘要 掛(案) 費目・工種など 規格など 単位 数量 摘要 主任技師 人 0.5 4 直接人件費 主任技師 人 0.5 技師 (A) 人 1.0 工 施設設計 技師 (A) 人 1.0 技師 (B) 1 1.0 才 概算工事費 技師 (B) 1.0 キ 設計計画検 キ 施工計画検討 (SH935) ※ 電子計算機使用料は、直接経費として直接人件費の3%を計上する。 代価表 18 (1 基あたり) キ 施工計画検討 (SH935) 費目・工種など 規格など 単位 数量 摘要 ク 数量計算 代価表 18 (1基あたり) 主任技師 1 費目・工種など 規格など 単位 数量 摘要 技師 (A) 人 1.0 技師 (B) 人 技師 (A) 人 1.0 技師 (C) 人 2.0 技師 (B) X 1.0 技術員 人 1.0 技師 (C) 人 2.0 技術員 人 3.0 ク 数量計算 (SH937) 代価表 19 (1基あたり) ク 数量計算 (SH937) 費目・工種など 規格など 単位 数量 摘要 代価表 19 (1基あたり) 主任技師 費目・工種など 規格など 単位 数量 摘要 技師 (A) 人 技師 (A) 人 2.0 技師 (B) 人 3.0 技師 (B) 人 4.0 技師 (C) 人 4.0技師 (C) 5.0 技術員 5.0

新旧対照表

適用基準日:060401 頁 新 旧 060401以降適用 ケ 照査 (SH939) ケ 照査 (SH939) 代価表 20 (1基あたり) 代価表 20 (1 基あたり) 規格など 費目・工種など 規格など 単位 数量 摘要 費目・工種など 単位 数量 摘要 主任技師 主任技師 人 人 0.5 1.0 技師 (A) 人 技師 (A) 1.5 1.0 技師 (B) ※ 電子計算機使用料は、直接経費として直接人件費の3%を計上する。 1.0 コ 総合検討 (SH941) コ 総合検討 (SH941) 代価表 21 (1基あたり) 代価表 21 (1 基あたり) 規格など 費目・工種など 単位 数量 摘要 費目・工種など 規格など 単位 数量 摘要 主任技師 人 1.0 主任技師 人 1.0 運13-8 技師 (A) 人 1.0 技師 (A) 人 2.0 技師 (B) 人 1.0 第13編 砂防関 技師 (B) 1.0 ※ 電子計算機使用料は、直接経費として直接人件費の3%を計上する。 係業務 第1章 砂防工 (8) 報告書作成(砂防メンテ) (SH943) 事等に伴う調査 (8) 報告書作成(砂防メンテ) (SH943) 代価表 22 (1基あたり) 設計業務委託歩 代価表 22 (1 基あたり) 掛(案) 費目・工種など 規格など 単位 数量 摘要 費目・工種など 規格など 単位 数量 摘要 4 直接人件費 主任技師 人 1.0 主任技師 L 1.0 ケ照査 技師 (A) 人 2.0 技師 (A) 人 1.5 コ 総合検討 技師 (B) 人 3.0 (8) 報告章作 技師 (B) 人 3.0 技師 (C) 人 2.0 成(砂防メンテ) 技師 (C) 人 2.0 技術員 1.0 技術員 人 2.0 ※ 電子計算機使用料は、直接経費として直接人件費の3%を計上する。

# 令和5年度 山口県設計標準歩掛表 修正等履歴

番号	日付	区分	設計歩掛表	ページ	内容	適用基準日
1	令和6年2月1日	修正	業務関係積算基準及び標準歩掛表	2-2-33	第5節 地すべり調査 5-4 移動変形調査	_
2			設計標準歩掛表 (港湾編)	P. 1265	就業時間別の船員供用係数	
3	令和6年3月15日	改定	業務関係積算基準及び標準歩掛表 【運用編】	運10-1	地積測量図等作成業務委託基準単価	060315
4				I −2−②−48 <b>~</b> 49	現場管理費率	
5		-	設計標準歩掛表 (港湾編)	2-2-7 <b>、</b> 10 2-2-(3)	現場環境改善費率、現場管理費率	
6			(161년)	1-1-2	第1節 測量業務 (2) 間接測量費	
7				2-1-1	第1節 地質調査積算基準	
8				2-1-3	(1) 一般調査業務費 第1節 地質調査積算基準 (ハ) 業務管理費	-
9				2-1-4		-
10			業務関係積算基準及び標準歩掛表	3-1-1	第1節 土木設計業務	-
11	令和6年4月1日	改定		4-1-22	(イ) 間接原価 第5節 水文観測業務	060401
12				4-1-30	(2) 間接調査費 第5節 水文観測業務(観測所保守点検)	
13				4-1-41	(2) 間接調査費 第5節 水文観測業務(流量観測)	
14				4–1–45	(2) 間接調査費 第5節 水文観測業務(水位流量曲線作成)	
15			設計標準歩掛表	運1-10~11-2	(2) 間接調査費 見積徴収歩掛決定要領	
16		-	【運用編】	運12-4~12-9	第12編 災害査定用測量設計業務	
17			業務関係積算基準及び標準歩掛表 【運用編】	運13-1~13-8	第13編 砂防関係業務	-
				2210 1 10 0	روز عديها تجا رفاح الساب روز	
		<u> </u>				